

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 浦崎みゆき議員、11番 宮城清政議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 玉城 勇君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。14番 宮城寛諄議員。

〔宮城寛諄議員 登壇〕

○14番 宮城寛諄君 おはようございます。一般質問を最初にするというのは随分久々でちょっと緊張しています。プレミアム商品券の販売方法を問うということで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止すると。それとそれに関する事業についての質問であります。新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している、そういう中で多くの医療従事者は保健所の皆さん方、まさに献身的に奮闘されているということに対して、まさに頭の下がる思いであります。また町民もいろいろな面で自粛をせざるを得ないと。こういう中での生活は大変苦勞なさっていると思います。また職を失った方々など生活がままならない状況であると思います。事業をなさっている方々も営業を継続するのに大変だと思います。その対策といたしますか、当町では新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業を一次、二次とわたって行ってきております。そのことに関して評価するものであります。事業の成果はこれから精査しなければいけないと思いますけれども、1つ目はこのプレミアム商品券についてお伺いしたいと思います。第1弾の1次販売が47%、第2弾の1次販売は61%の販売となっています。半分程しか売れてないというところがありますけれども、ところが2次販売の時には時間前から並んで、多くの方が購入できなかったと聞いております。その販売の方法といたしますか、それに問題はなかったのかどうか。その点を最初

にお伺いしたいと思います。2点目には、商品券の額は500円券のつづりとなっていましたけれども、おつりがないので使いづらいという声を聞きましたけれども、皆さん方のところにはそういう声は届いているのかどうか、お伺いしたいと思います。それから3点目に、商品券の換金方法はどうなっているのか。営業に支障はないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

大きい2点目として、後期高齢者の医療費2割負担についてお伺いしたいと思います。この2割負担については、実は新聞でこの一般質問を出す以前から75歳以上の後期高齢者医療制度が2割負担になるということの報道がされていました。特に8日、9日、10日というふうに新聞の報道が毎日のようにくるくる変わっていくというふうな報道がありました。ちょうど私がこの一般質問を出したのは7日です。だからこういうふうな1割から2割に、2倍増にしようとしているというふうな質問にしましたけれども、これまでの、12月10日には与党内で170万円以上か、240万円以上かということではいろいろ折り合いがつかないと。これは（2）でもそういうふうな質問をしていますけれども、ところが10日には2割負担年収200万円以上というふうに折衷案で対象者が約370万人というふうなことが、報道がされている。それから今朝の新聞では、75歳以上の医療費2割枠の新設ということで政府がやっている全世帯型社会保障検討会議で最終報告をまとめたというふうになっています。それを踏まえての質問ではありますけれども、しかしながら、これは7日に出した質問ですので議長は訂正ならんということですので、そのとおり質問をしたいと思います。大きい2点目、後期高齢者の医療費2割負担について。（1）政府は後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に、2倍増にしようとしています。町長はどう考えるか、ご所見をお伺いします。（2）政府側は年収170万円以上の案、与党内には240万円以上の意見とあって調整が整わないようです。それぞれの対象者は町内でどれほどかお伺いします。（3）1割から2割負担となると家計への影響が大きくなり、受診控えが多くなるのではと懸念されます。ご所見をお伺いします。

大きい3点目、山川入口バス停周辺のごみの片づけを早急にという質問です。（1）この場所の不法投棄については、これまで何度も片づけをお願いし、南部土木事務所にも連絡したことがあります。もちろんそのときには片付けられたりしていますけれども、依然としてごみの不法投棄が続いております。この地域は誰が責任を持って片づけるのですか。そして、この責任者が片付けるまで当町は放置をしておくのですか。こ

の件をお伺いしたいと思います。(2)この場所以外に、このような形でごみが片づけられずに放置されているところがありますか。もしあるんでしたら教えてほしいと思います。私はあちこちドライブへ行ったりもしますが、県内でも見たことがありません。南風原町でも見たことはありません、特にこういう住宅地、国道のバス停の近く、こういうところにごみが捨てられるところは見たことがないんです。ですからもしあるんでしたらこの点をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは質問事項1点目のプレミアム商品券の販売方法等の(1)についてお答えします。第二弾の2次販売は一日で完売になりました。商品券が予想以上に好評となり、長蛇の列をつくり購入できなかった方がいたことには心よりおわび申し上げます。本来ならソーシャルディスタンスを取り、整理券を手配するなどの配慮を行う必要があったと思います。今後はさらに商工会、商品券販売代理店との連携の下改善をし、このようなことが起こらないようにいたします。

(2)についてお答えします。平成27年度のプレミアム商品券事業のときは1,000円券を発行しました。そのとき500円券を望む声がありましたので今回は500円券の発行を行いました。使いづらいとの意見は特にありませんでした。

(3)についてお答えします。換金期間は令和2年8月11日より令和3年3月5日まで、換金受付は随時受け付け、支払いは月に3回行っています。支障があるとの意見は特にありませんでした。

大きい質問事項2点目の後期高齢者の医療費負担2割負担について、(1)と(3)については関連しているため一括してお答えします。医療保険制度を持続可能なものにしていくためには重要な課題だと考えます。窓口負担については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保と低所得者等に十分配慮していただきたいと考えております。

(2)についてお答えします。後期高齢者医療保険料の賦課は沖縄県後期高齢者医療広域連合が行っているため、収入ごとの人数は把握できません。

3点目の山川入りロバス停周辺のごみの片づけについて、(1)についてお答えします。この道路の管理責任者は沖縄県南部土木事務所となっています。以前から維持管理の要請を行っており、今年度も6月18日、10月27日に書面にて不法投棄等の撤去、清掃等の維持管理について要請しております。今後も引き続き要請

を行ってまいります。

(2)についてお答えします。ご指摘によるごみが片づけられずに放置されている場所は、ほかにはありません。以上であります。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 この件に関しては新聞の投書でもあったんだけど、長蛇で買えなかったというふうなことがありました。ところで、この……何て言いますか、ソーシャルディスタンス云々あるんですけども、整理券をやるとかいろいろ方法はあると思いますけれども、町民の皆さん方に、実際には半分程度の皆さんしか買っていないので、その町民の皆さん方はどういう理由で買わなかったのか、それは分かりませんが、忘れていたのか、それとも買おうと思ってもお金がないのか、そういうふうなプレミアム商品券はいらないと思っていたのか、その辺は分かりませんが、少なくとも半分ぐらいしかやっていない。ところが2次募集になると列をなすというふうなことなんですけれども、特にそのときには2倍のものが購入できるようになっていましたよね、第一弾も、第二弾も。そうすると最初のほうで並んでいる人たちが2倍ずつ買っていくと、やっぱり足りないわけです。そういうときでもやはり1次と同じように、早く売って、このプレミアム商品券を使って店舗の活性化を図るというか、事業の活性化を図ることが目的だったかもしれないけれども、しかし多くの町民に等しく使ってもらおうということを考えれば、2次販売のときにも同じように1冊ずつとかというふうにやればよかったんじゃないのかなというふうに思います。それからそこに並んでいる人たちに1次販売のときの券をまだ持っているのであれば、その人たちから優先させるとか。1次でも購入して、また2次でもやるという、そういうことではなくて、1次の販売のときに忘れてしまっ

て買っていなかったと。まだ1次の券を持っている。例えばそういう人たちから優先させるとか、いろいろあると思いますけれども、それを皆さん方はどういうふうにお考えですか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 お答えいたします。町民の皆様は平等にということなんですけれども、町といたしましては、1次販売ということで10月いっぱい

えて早めに使っていただくという趣旨でこのようになっています。それで2次販売ですけれども、あくまでも2次販売は売れ残りがある場合ということで商品券引き換えの通知のはがきにも、町のホームページにも、そういうことを前提としてやっておりますので、当然買えない方がいるのは仕方がないことだと思っております。並んで買えない方がいて、いろいろな新聞投書とかがありましたけれども、その点については先ほど答弁もいたしましたけれども、極端な話でいいますと、100名並んでいて80名しか買えなかったという例があった場合、20名の方には前もってそこら辺については買えない可能性がありますよという周知、お知らせといえますか、そういうのがやられていなかったことについては販売代理店も町のほうとしても反省しているところです。今後はこのようなことがないように改善していくような形で取り組んでいきたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 残った分を販売するということなので、早めにさばこうと思って2倍ずつ売ったのかもしれませんけれども、その辺はみんなに渡るようにということで、特にはがきに、要するに倍購入できますよと書いてあるから、その日になってそうじゃないですと言われたら大変だと思うんですけども、当初から1冊ずつとかそういうふうにやればいいんじゃないのかなというふうに思います。第1次、第2次とも、まあ第一弾はしばらくあったのかな。第二弾ではもう本当に1日でなくなるということがあったんですけども、その辺はもう少しみんなに行き渡るような形でのやり方を、1冊ずつやるとかそういうことでいいんじゃないかなと、是非やってほしいと思います。ところで第一弾、第二弾で、約半分ぐらいなんですけれども、買いたくても買えなかったという方はいたかどうか、皆さん方把握していますか。もう1番目と2番目にも入ってくるんですけども、要するに5,000円のプレミアム商品券を3,000円で買うということですけども、その3,000円もないという方の話も聞きました。それと自分は100円、200円の買い物しかない。500円券だとおつりがないというんだったら、自分には使えないという方の話も聞きました。そういう方もいることは事実なんです。じゃあ、そういう方々には恩典がないということなのか。皆さん方にはそういうふうに買いたくても買えないという話は聞いたことがありますか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 答えいたします。そ

ういう具体的なお話は役場の町のほうにはありませんでした。でも、この5,000円を3,000円で販売。金額的にそういう設定になっているのと、500円券ということのお話なんですけれども、私どもといたしましては、やっぱりこういう券を発行するときには細かければ、当然利用する方には利用しやすいというメリットといえますかいいところがありますけれども、やっぱりこれは利用する側とそれを取り扱う側、取り扱う側といえますと、少額ですと商品券を取り扱うのに精算時に手間取る、時間がかかりますよね。それと換金するときにもそういうふうに事業者のほうに時間がかかるということもありますので、今後も使う側の意見と、それを取り扱う側の意見を見ながら、隣接する町の状況も見ながらやりたいと思います。ちなみにですけれども、隣接町村は商品券のほとんどが1,000円券です。例えば八重瀬町は1,000円券、南城市が500円券と1,000円券の併用です。クーポン券をしている豊見城市は500円券なんですけれども、1,000円当たり使える500円券ですので1,000円が基準です。それから西原町についても1,000円券ですので、南風原町の500円券については、数値的には高いものではないと理解しております。それと5,000円のものを3,000円で買うということですけども、それに比べても隣接に比べますと、八重瀬町は1万円のを6,000円で買えますという形。南城市も6,000円の券を5,000円で買うという形になりますので、南風原町の5,000円を3,000円という設定については高いほうにはならないのではないかと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 他の町村の例をいろいろ挙げてもらいましたけれども、私はそういうプレミアム商品券をみんなが利用できるようにするのが行政でないのかなと。確かに額が小さければ小さいほど、それをつくるときの、印刷代もかかるでしょうし、大変だと思いますけれども、実際に町民が使うわけですから、使いやすいのであればそのほうがいいのではないかなというふうに思います。いろいろあちこち、八重瀬町などは1万円券を6,000円で買うと言っているんですけども、もしそれだけだったら大変だと思います、私は。6,000円の持ち金がなければ買えないわけですから。要するにその軸足をどこに置いてるかということだと私は思います。確かに産業振興課のほうでは産業を振興させるわけですから、地域の店舗の活性化をまず最初に思っってそういう券を発行するということだと思えます。しかし、利用するのは町民ですから、利用する皆さん方のことも十分に考えてやってほしいというふ

うに考えます。今後、是非、この辺を検討してほしいと要望して2番まで終わります。

それから3番目ですけれども、商品券の換金について、答弁のほうでは月に3回行っているということで、随時行っているということでその辺の支障はなかったということのようで、その辺で支障がなければそれはそれで結構です。ただ、ほかの県の話ですけれども、実は新聞にちょっと出たんですね。食事券が増えて現金が不足というふうな新聞報道がなされて、要するに換金するのに細かくないとか、要するに期間がね。それで商品券だけは貯まっていくと。現金商売の人が現金がないという、そういうふうなこともあったものですから、南風原町はどうなのかなというふうに思いました。また以前にもプレミアム商品券をやるときに、そういうふうに現金が欲しいので商品券が来ても、要するにプレミアム商品券が来てもこれを現金に換えるのは大変だろうなということで、対象として店が手を挙げなかったという例も聞いていましたのでそのことを質問いたしました。これも特に問題がなかったということであれば、それはそれで結構であります。月3回といわずに毎週でも、毎日でも変えられるような形にしたほうが私はいいと思いますけれども、その辺も今後検討してください。

それから高齢者の医療費2割負担についてお伺いいたします。今日の新聞では最終報告をまとめて、今日の閣議決定をして、来年の1月には通常国会に関連法案を出すというふうなことです。それで町長としては必要な医療が受けられる機会の確保と、低所得者等に十分配慮をしていただきたいと。私たちもそういうふうに考えています。それが非常に懸念されるところです。3番目のこれと、答弁と一緒にことですけれども、後期高齢者75歳以上といいますと、年金生活がほとんどだというふうに思います。それと年を取っていくとけがが多くなる、病院への通院が多くなる。そういうことで医療費にかかる割合が非常に多くなるというふうになってきます。そういうふうにしみますと、本当に生活を苦しめると。現役世代並みの収入といいますけれども、ほとんどが年金に頼らざるを得ないという中で医療費が増えていくと大変な状況になると思います。政府のほうではお年寄りの皆さん方も働けるうちに働いてもらいたい、負担もしてもらいたいという言い方をされている方もいますけれども、もちろんばりばりで働いて、若者みたいにできるのであればそれはそれでいいんでしょうけれども、しかし、そういう状況でもないし、後期高齢者の皆さん方に負担を是非避けるというふうな取組を是非やっていかなければいけない

と思います。それで、実はタイムスの社説があったんですけれども、例えば介護保険料、住民税など固定資産に医療費の増額が加われば、高齢者の生活はますます厳しくなると。政治家や行政は高齢者の生活実態をしっかりと捉え、要するに県民を守るために政府へ、そして与党へ声を上げるべきだというふうな、これはタイムスの社説なんですけれども、8日ですね。私も受診控えにならないかと心配しています。そういう意味では、来年の通常国会で関連法案が出てくるわけですから、是非このことは町長もそういう関連のところでいろんな集まりもあるでしょうし、そういう組織もあるわけですから、是非声を上げてもらいたい。そういう高齢者の皆さん方の負担にならないように考えるべきだということをお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 宮城寛諄議員のご質問にお答えをいたします。政治家、行政は高齢者の生活実態をしっかりと捉えて県民を守る立場から、是非声を上げていただきたいというふうな寛諄議員のご所見でございます。社説にもあるというご質問でございましたけれども、答弁にもありますように、私もやはり高齢者の皆さんが受診控えになるんじゃないかなというふうな懸念は持っております。同時にまた現役世代の負担の軽減ということもあるわけでございまして、なかなか難しいところだなと考えているところです。ご質問にありましたように、私も沖縄県の町村会のメンバーでございまして、機会がありましたらそういったふうな議論にも加わって意見を述べたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 是非やってほしいというふうに思います。現役世代の負担を下げると国のほうはそういうふうにおっしゃっておりますけれども、実際には何といいますか、国のほうはこれまでずっと1割をやってきたんですね。特にこの後期高齢者医療制度がスタートしたときには、国庫負担が45%だったのが、35%に減らされると。その分が現役世代に要するに支援として国保から、一緒に取るというふうなことがこれまで来ているわけですから、現役世代、原則1割が続いてきたと。それは政府自身も高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みというふうに強調していたのに、それがどんどん値上げをされてきているということで、今社会保障制度のまさに崩壊というか、菅首相の言う自助だと、共助だと、公助が一番最後、要するに国の負担は少なくして自分たちでやればというふうなところ

ろがあります。是非その辺は高齢者の皆さんの負担にならないように、是非町長も頑張ってもらいたい。今の国の在り方はちょっとおかしいというふうに私は思います。次に移ります。

今の対象となる南風原町でどれぐらいかというふうに聞こうと思っているが、把握できていないというふうに……、把握できていないんじゃないかと、把握できないというふうな答弁なんですけれども。国のほうでは例えば200万円以上とするのは全国で370万人というふうに言われています。もちろんもっと上のほうの3割負担、それを除いてですけれども、単身で383万円以上は3割と、約7%ぐらいあるそうです。この1割負担から2割負担にするのが大体23%ほどらしいんですけれども、370万人。これは南風原町でどれぐらいかというふうな質問なんですけれども、広域連合が行っているためということなんです、広域連合に問い合わせたら分かりますかね、じゃあ。この年齢は南風原町では幾らというふうに。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 寛諄議員の質問にお答えします。市町村から広域連合へはデータを送っているんですけれども、広域連合がこういった集計を行うかどうかはまだ分かりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 それは南風原町では分からないと、広域連合がやっているかどうか分からないみたいですけれども。ただ国のほうで200万円以上の370万人というふうな言い方を、国はどこから数字を持ってくると思われますか。これは各地方からの積み上げだと思うんです。だったらその積み上げの一番下のところを把握していないとおかしいなと私は思うんですけれども、皆さん方はこれを把握していないというんですけれども、本当に調べようと思ったら調べられるんじゃないですか。本当に分かりませんか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。先ほどと同じになりますが、市町村からはデータ等は送っていますが、その明細の把握につきましては分かりません、以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 南風原町の後期高齢者の皆さん方の、要するに保険料を取ってそれを納めると。それでトータルで何名分ですというふうにはやると思いますが。年齢順じゃなくてもね。それで年齢ごとの資料というのは送っていないということですよ。例えば75

歳の人が幾ら、76歳の人が幾らというのは送っていない。特別に送っていないということであればそれは分かりません。皆さん方が調べない限り、トータルで幾らですと、何名分ですというふうにやっているのかな。もしそうじゃなければ、厳密に調べればできると私は思いますので、それはもうちょっと時間がありませんかこれ以上あれしませんが、この辺は詳しく調べれば分からないということはないと思います。そうしないと国は何名いるのか分かりませんから。そういう意味ではちゃんと調べていけば、精査すれば分かるというふうに思います。課長はそういうふうにおっしゃっていますので、それはここで切りたいと思います。

次、大きい3番目のほうに行きたいと思います。山川入り口バス停の周辺のごみの片づけについてお伺いしたいと思います。これはこれまで何度も何度も行ってまいりました。その都度、片付けられたりしているんですけれども、10月にも要請したというふうに、10月27日に行ったということなんですけれども、県はその辺はどういうふうに考えているのかどうか分かりませんが、要請したらじゃあ南風原町もその責任者は南部土木ですから、南部土木事務所が片づけるまでほったらかしと、そのままというふうに皆さん方はお考えなんですか。10月からじゃないですよ、向こうは。10月27日にやっているということは、その前からずっと、いまだにありますよ。ご覧になりましたでしょう、向こうのごみ。もう今は、奥のほうではあるおじいちゃんが夏場から材料をいろいろ持ってきて、夕涼みといいますが陰に隠れて座ったりします。今寒いから来ていないんですけれども、もうすごいです。住みかにしているんじゃないかというようなどころもあります。それから河川のほうにはペットボトルの袋が山積みになっています。それから向かいの飲み屋の歩道にも物すごいです。それから前回か前々回、好春議員から質問のあった山川に行くところの、向こうにはバイクとかいろいろ捨てられています。これはそのままにしておくんですか、皆さん方は。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。ご質問のある場所は再三問題になって町としても把握しております。あちらのほうは、やはり管理責任は県のほうになっておりますので、県には6月18日、10月27日と文書でもやっておりますけれども、電話でもいろいろやり取りをしております。なぜ早期に解決できないかということで文書での回答を今求めています。やはり道路管理者は県ですので、県のほうで責任を持って

片づけていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 県の管理ではあるんですけども、南風原町の町内です。バス停、国道沿い、そういうところをあのようにしていいんですか。南風原町として片づけることはできないんですか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 再三申し上げますけれども、管理者は県のほうですので県のほうにお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、県が片づけるまでであるようにごみの山をそのままにしておくのかと。そこ以外には見たことがないと皆さん方もおっしゃっています。ほかにはありませんと。そこだけは県が片づけるまでそのまま放っておくという理解でよろしいんですね。皆さん方はそのままとくと、それでよろしいですか、町長。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 早期に片づけるように、県のほうに調整していきます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時53分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 よろしくお願ひします。一括質問し、一括答弁をいただいて、再質問をさせていただきます。

まず1番目の平和発信と観光事業の継続発展について。代々の、これまでの町長やあるいは関係者の皆様のご尽力で、沖縄戦の体験を基にこれまで平和文化の発信事業が続けられ、大きな成果を上げてきております。私はこれを高く評価いたします。また観光資源の少ない本町で観光事業がどう発展していけるか、非常に関心を持っております。先日10月に南風原文化センターが徳島県の中学校の一つのクラスを相手に、中央公民館でオンライン平和学習の試みがありました。事前に何かのニュースでこれを知った私はお願いして、見学させていただきました。そしてこのオンライン学習の有効性を非常に感じました。その2日後にテレビのニュースで見たんですが、沖縄県のガイドの会もオ

ンラインで平和学習を発信したというニュースを見ました。こういうことを背景に質問いたします。まず(1)本町から平和を発信する沖縄陸軍病院壕公開事業や文化センター活動をどう継続強化していくか。(2)一括交付金終了後、現行事業をどう継続していくか。(3)オンラインでの平和学習発信に取組んでほしいがどうか。(4)限られた観光資源をより活用するために、観光協会・文化センター・ガイドの会三者の連携を深め、平和学習事業で修学旅行等の誘致をさらに推進して欲しいがどうか。(5)20号壕体験学習の見学料見直しや懐中電灯貸出しの有料化など、収益向上に努めてほしいがどうか。

大きな2番、自治会の集団資源ごみ回収について。

(1)自治会の各種団体に対する報償金の目的は何か。(2)自治会での資源ごみ回収の現況はどうか。(3)自治会の資源ごみ回収を継続拡大させてほしいがどうか。(4)回収業者に支払う委託費を回収団体への報償金に振り分けることにより本来の目的をより達成できるのではないか。

大きな3、南風原・与那原バイパスの騒音粉じん対策について。(1)開通が期待される中、沿線住民には騒音・粉じん被害の不安が続きます。どんな対策が講じられるか確認しましたか。①騒音対策はどう講じられるか。②粉じん対策はどう講じられるか。③その他どんな対策が講じられるか。

大きな4、コロナ禍での虐待予防について。虐待は必ずしも子供だけではないんですが、今回は子供への虐待について伺います。(1)コロナ禍の下で全国的に子供への虐待が増えています。本町の現状はどうか。

(2)保育園、学校現場からどんな声が届いているか。

(3)国・県から具体的な対策が出ているか。それについて町はどう対応できるか。(4)町に具体的な予防策はあるか。ご答弁をお願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目、平和発信と観光事業の継続発展についての(1)についてお答えいたします。文化センター事業のさらなる魅力的な企画立案やあらゆる機会を通しての情報発信に努め、事業を展開してまいります。

(2)でございます。平和・文化発信に必要な事業は継続して取り組むとともに、事業や展示方法に工夫を凝らし修学旅行団を含めた来館者の拡大を図り、財源確保にも努めてまいります。

(3)です。本町主催の子ども平和学習交流事業や徳島県の牟岐中学校との平和学習ではオンラインで行いました。今後も幅広く活用してまいります。

(4) です。これまで以上に観光協会やガイドの会をはじめとする関係団体と連携を深めるとともに、より魅力的な事業展開を図り、平和学習事業や修学旅行等の受入れを推進してまいります。

続きまして、(5) です。文化センターの持続可能な事業運営に向け、幅広い視点から財源確保を検討し、収益向上に努めてまいります。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の自治会の集団資源ごみ回収について。(1)についてお答えします。ごみの減量、資源化を推進し、それにより生活環境の保全を図ることを目的とし、南風原町資源ごみ集団回収事業報償金交付要綱に基づき、一般廃棄物の中から資源化できるごみを回収する町内の団体に対し、予算の範囲内で報償金を交付しております。

(2)についてお答えします。資源ごみの集団回収を行う団体として、登録されている自治会は宮平ハイツ自治会のみです。

(3)についてお答えします。自治会の資源ごみ回収の活動については、各自治体の判断で実施するものと考えております。

(4)についてお答えします。現在、古紙類の処理委託料の経費削減について調査検討をしており、集団回収団体への報償金の在り方も含め検討してまいります。

質問事項3点目の南風原・与那原バイパスの騒音粉じん対策について。(1)についてお答えします。南部国道事務所によると、整備中の南風原バイパス・与那原バイパスについては、計画前に環境影響調査を行い、計画道路整備後も環境基準値を超えないとの調査結果であるため、現時点では騒音、粉じん等に対する環境対策は講じていないとのことです。しかし、事業完了後、事後調査を行い基準値を超える調査結果が出た項目については、騒音等、それぞれの項目に対して対策を講ずるとの報告を受けております。

質問事項4点目のコロナ禍での虐待防止について。(1)についてお答えします。昨年度、町の虐待関係の相談件数は195件で、今年度は12月1日時点で210件となっております。

(2)についてお答えします。各現場からは長期間の臨時休園、休校の際、子どもたちがどのように過ごしているか心配との声があり、特に気になる子どもたちについては回数を増やして電話連絡や、必要に応じて家庭訪問を行っている旨の報告がありました。

(3)についてお答えします。コロナ禍においての対策として、子どもの見守り強化アクションプラン、

心のケア等に関することが国から示されており、町では各機関と連携し、対応しております。

(4)についてお答えします。各関係者や関係機関が連携し、早期発見と継続的な支援を行うことが予防策だと考えます。以上であります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。1番目の平和発信と観光事業、心強いご答弁をいただいております。あるガイドさんの縁で徳島県の中学校とのオンライン平和授業がなされましたけれども、修学旅行が来ると、彼らは、旅行者は、学校は10分単位のスケジュールで追われます。旅程を組むのに大変なんですね。ですから、もしオンラインで沖縄に来る前に座学など、ビデオ学習などができれば、彼らのここでの行程が随分と助かるんですね、ここでビデオや座学などをしないで済むと。もう一つは、その平和学習をオンラインで広めることによって沖縄に来たい、南風原に来たいという学校も増えると思うんです。ですからそういうことに、これからさらに取り組んでいただきたいと思うんですけれども、ただそれは文化センターだけでは大変だろうと思うんですね。産業振興課の観光協会とかガイドの会とか、そういうところとのさらなる連携が必要だと思うんですけれども、その必要性を盛られたお答え、回答内容だと私は理解しております。そういったことを商工会とも一緒に取り組んでいくことは可能でしょうか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 ただいまのご提案ありがとうございます。これまでも観光協会、ガイドの会をはじめ、文化センター、3者で連携していろいろ取組を進めてきたところではありますが、ただいまご提案のありました商工会等々も今後協議を重ねて、一緒になって取り組めることがあるかを含めて、役割分担等を確認しながらより一層の連携を深めて取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 産業振興課のほうではいかがをお考えですか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 先ほど生涯学習文化課長からもお話がありましたように、役割分担があると思いますので、観光協会としての協力は惜しみませんけれども、商工会についてはどういった形で連携できるかも含めて、今後調整してまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 文化センターの皆さん、観光協

会の皆さん、いろんな面で頑張っておられます。例えば観光協会はこういったら大変恐縮ですけども、この観光資源の少ない南風原町でよく頑張っておられますけれども、本当南風原町で観光協会が必要かという声を私以前に耳にしたこともあるんですね。だけど、そういう声がないようにさらに私が質問したように、お答えいただいたように観光協会、文化センター、そしてガイドの会などで、あるいは商工会と一緒にして是非文化センターの事業、それから観光協会の事業を発展させていってほしいんですね。ガイドの会は、私も多分最初の頃、10年以上前にガイドの養成講座を受けて修了書をもらっているんですが、それをなくなっているの、その資格が今あるかどうか分かりませんが、今ガイドの会には何名ほど登録されていますか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 お答えします。大変申し訳ないです。私のほうでは、その数字については把握しておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 多分30名ちょっとだと思んですが、ガイドの会の皆さんはこのコロナ禍でなかなか活動が限られていて、悶々としておられると思います。ですから先ほど話しました修学旅行、これまでに聞いた数字ですと去年の実績ですかね、約70校が南風原町に来てくれています。これをさらに増やしていったほうがいいですよ、修学旅行。沖縄県が調査した資料によると時期が不明ですけども、沖縄に来る修学旅行の学校に対してアンケートを行った結果、中学校の8割、そして高校の6割が修学旅行か課外授業で平和学習を取り入れているという数値が出ています。ですから、この平和学習あるいは文化の発信というのは、本町においては今後もさらにニーズが高まっていくと思います。ですから今日ご答弁いただいたとおり、是非関係者の皆さんの連携を強めていって、頑張りたいと思います。それで文化センターの体制ですね、オンライン学習を進めていくとなると、現在的人数、再生でどれぐらいやれるのかなということも気になるんですけども、設備のことも含めて今後の見通しを教えてください。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 現時点で把握している範囲でお答えいたしますと、まずオンラインを活用というのがこのコロナ禍において取り組んできた事例となっております。先ほど議員からもご紹介いただきました徳島の牟岐中学校とのオンラインを通した平和学習のほうも、実はそのときは中央公民館のほうか

ら発信させていただきました。今後はそれを文化センターのほうでも実施できるように、中央公民館の回線を活用しつつ、その他環境整備は文化センターでも執り行って、コロナが終息した後でも議員からご提案があったように、修学旅行団が事前学習の活用のできるツールの一つとして、その辺を活用しつつ、事業にしましてはこれからなものですから、まだ具体的な数値は把握できておりません。それにどんどん受入れを進めながら、より効率的に事業を展開していきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 多分ですね、ただいまの現状の文化センターの人数の体制で、私が望んでいるオンラインの平和学習の発信を広めていくためにはかなりきついんじゃないかなと思うんですよ。ですから先ほど話したガイドの会とか観光協会とか、そういうところと一緒に、是非進めていっていただきたいと思いますが、教育部長、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご提案があるように観光協会、それからガイドの会も含めて文化センターの職員だけで受け入れるという形ではなくて、いろんな形で観光協会が中心になってみたりとかですね、いろんな形で様々な受入れができるかと考えています。特に人数的な部分、それから体制的な部分については、先ほど提案があった様々な関係団体がその得意得意なところを伸ばしていくような形で対応していけるように今後考えていきたいと思っています。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。よろしくお願いします。ついでのので、経済建設部長はいかがお考えですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 観光協会、そして商工会等とも、また教育委員会とも連携して、しっかりこの事業が展開できるように連携していきたいと思っています。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。よろしくお願いします。この質問の最後のほうの、(5)の収益向上に努めていただきたいということを提案しておりますが、例えば20号壕のパフレットですが、ここに入場料もあります。町外からの小中学生からは20名以上の団体に対して、1人50円、あるいはこの壕を利用なさる皆さん、体験なさる皆さんに懐中電灯を無料で貸している。例えば身近で言うと糸数のアブチラガ

マ、私もかなり前に入りましたが、この20号壕とは規模が違いますけれども、それでも20分ちょっとで終わっただと思います。懐中電灯も必要ですし、向こうでは軍手も必要でした。アブチラガマでは懐中電灯を100円で貸し出していて、軍手を1組50円で販売しています。1人でも多くの方に来ていただきたいと、黄金森にですね。そういうお考えで頑張っておられる方もいらっしゃると思いますが、ただ懐中電灯などは電池の消耗、点検が必要ですよね。人手がかかります。私、ホテルで働いていてロビーや玄関に朝いると、修学旅行生が出発するときに添乗員さんや先生が「懐中電灯はすぐ取り出せるようにしておいてください」と大きな声でしょっちゅう叫んでいます。懐中電灯を100円均一で買ったかもしれないけれども、携帯を持ってきて持ち帰るんですよね。それをここで無料でというのはどうなのかなと。それぐらいは料金いただいてもいいんじゃないのかなと考えますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 ただいまのご質問ですが、先ほどの回答からもありましたように、幅広い視点から財源確保を検討し、収益向上に努めていくという観点も含めて、もう少し調査研究させていただきながら、先ほど仮にいろんな料金の値上げによって数が減ってしまったりすると、またそれも逆効果になってしまうので、総合的に判断しながら、もう少し調査研究して、検討していきたいとまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。この1番の平和文化の発信と観光事業の発展については、私も非常にこれから関心を持ち続けて、微力ながら私も協力できることはお力になりたいと考えております。ありがとうございます。

2番目の自治会の集団資源ごみ回収について。報償金を払っております。実際、各団体が資源ごみを回収することに対して報償金を払っておりますが、その目的は何かと伺っておりますが、ごみの減量資源化の促進、生活環境の保全などを目的に町内の団体に対して予算の範囲内で報償金を交付しております。(2)の現況はどうでしょうかということに対して、自治会は宮平ハイツ自治会だけですというお答えでしたが、私が伺いたかったのは言葉足らずだったかもしれないけれども、各自治会で子供会、PTA、あるいは青年会、野球少年、そういった団体が集団でごみを回収しています。そういったことを伺っているんですけれども、もう一度、お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。子供会とかPTA青年会が登録しているのは、自治会と思われる場所は10か所となっております。現在4か所はお休みしているということです。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私たちの新川だけでも少年野球、青年会、PTAと子ども会は活動していないので、でも少なくとも2つ、あるいは3つ登録していると思いますけれども、違いますか。今10か所というお答えだったので、町内全体で10の団体だけですか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。現在登録されている団体は79か所です。うち自治会と思われる部分が10か所ということです。先ほどおっしゃっていたのが野球少年とかスポーツクラブとかバレーボールとか、そういったものは数に入れておりません。それは全部入れて79か所という部分の中に入ってきます。自治会としては振り分けはしておりません。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 新川で言えば、今月は子ども会と、来月は少年野球とか、次は青年会とかそういうふうにやってきていました。でも残念ながらこのコロナ……コロナ禍ではなくて、1月から始まった持ち込み、運んでいって古紙を売るのに1キロ1円しかしないのでそれでやめちゃっているんですね、今。アルミ缶だけをやっています、新川では。79登録されている団体のうち、今活動していないのは、今活動しているのは幾つでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 登録しているのは79か所ですけれども、活動しているのは55か所で、今年度申請があったのは40か所となっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 79というと、約80。今年度ということは4月以降に登録したと思いますけれども、それが40。半分になったということですね。そういう理解をしているんですけれども。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 補足します。この79か所というのは積み上げたというか、以前から登録されている数です。そのうち活動をしているのが55か所です。こちらのほうは休止とか取消しとか、そういったものを除いての数となっております。これが活動しているのが55か所で、うち集団回収をして申請があったのが40か所ということになります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 やはり今、活動しているのは40だと私は思っています。それも新聞紙、古紙をやっているかどうかまでは把握できていないですよ、多分。多くの団体が新聞や段ボールはやっていないと思います。それで、この(3)の質問、(4)の質問……、(4)の質問のお答えでは、現在古紙類の委託処理料の経費軽減について調査検討しており、集団回収団体への報償金の在り方も含め検討してまいりますというお答えですが、その前の(3)についてのお答えは、自治会の資源ごみ回収を継続、拡大させてほしいがどうかという提言に対しては、自治会の資源ごみ回収の活動については各自治会の判断で実施するものと考えております。この(3)のお答えに私は失望を覚えております。なぜかという、集団ごみ回収はただの資金稼ぎだけではなくて、資金造成だけではなくて、地域のコミュニティを形成しております。各家庭が毎週ためておいて、その月の決まった日に放送があったりなどして、その日に出してくれるんですよ。それは協力なんです。これを親子たちで回収する、子ども会や少年だけでできるわけないから親たちも一緒にやるんですよ、おじいちゃんたちも手伝う。そういうコミュニティがあるんですよ。そういう受け継がれてきた土壌、文化を継続させていただきたいという提言をしているんですけれども、自治会の判断で実施するものと考えてというのは、私は本当に失望しております。それを継続させてほしいという働きかけをしてほしいんですよ。それが報償金や、あるいは委託料の使い方を考えていただきたいということなんですけれども、総務部長、私の今の質問、意見に対していかがお考えですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど答弁があったとおり、この回収については各種団体がそれぞれの思いを持って、我々の趣旨、目的に対してやっていますが、各団体はそれぞれの思いがあるということでやっているものと考えておりますので、その団体が自主的に取り組んで、今後も取り組んでいくものと考えております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今の報償金と、それから委託料の現状を教えてください。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 報償金は1キロに対して4円です。古紙処理委託料のほうは1キロ7円になっております。4月から9月までは6円でしたけれども、10月から値上がりして7円になっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 集団回収団体の報償金の在り方を検討してまいりますということですので、それに期待しております。各自治会で集団改修をしなくなったから、ワークプラザ南風さんが改修する古紙が増えていくわけですね。そこに集まったたくさんの方の古紙をその利用者たちが分別して東新川にある回収業者が回収に来る。それがその運搬賃、引き取りの費用が1キロ7円なんですよ。今、集団回収している団体に1キロ5円ですか4円……4円を払っている。もしこの団体が持って行って、運んで行って売ったら1円、報償金と合わせて5円ですね。町は団体には4円払うけれども、運んでいく回収業者には7円を払うわけですね。この3円の差、この使い道を是非有効にさせていただきたいという私のお願いなんです、いかがでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 古紙売りには大分経費がかかっております。今後は、どうしたほうがいいのかということで、これから調査検討をしていきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 いろんな財政が厳しい中、いろいろ予算を縮小したり、自治会への事務委託費を2年据え置きとか、新川ではその委託費は自治会に入って、それから区長に払っていますので、自治会の収入も減っています。いろんなところでこういう資源ごみ回収というのは、自治会の地域のパワーになっていると思います、パワーに。ですからそのパワーをさらに、パワーがそがれないように是非前向きなご検討をお願いいたします。

3番目、南風原・与那原バイパスの騒音粉じん対策について伺いました。お答えは事前に調査したところ、基準を超えることはないということだったので、対策は現在のところ特に取っていないというお答えです。それでは改めて伺います。道路から発生する騒音については、どんな原因があると認識されていますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。騒音としましては、路面の状況に応じてですね、車の走行が考えられますので、その騒音の低減がなされているという状況ですけれども、南部国道事務所のほうでは、先ほどの答弁のとおりでございますけれども、騒音とかその他の項目についての環境の基準は一応クリアしているという事前の調査結果でございますので、そのとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今の質問にお答えいただけないと思うんですけども、事前にどんな調査をしたかは分からないですよね。基準値に収まるということとをどのような方法で得たのか、数値を得たのか分からないですね。住民環境課に伺います。住宅街の騒音環境測定は年に1回やっているとありますが、町内のどこでやって、何曜日に、何時頃に、どれぐらいの時間をやって、そしてその計った時間で何デシベル以上の音が、どれぐらいであれば基準内なのか。どのように観測されているんでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。町内でやっているのは年に1回です。場所は3か所になります。津嘉山の国道507号のバイパス道路ですね、スターボックスの近くです。2点目が宮平のカラオケとまとの近く。そして3点目が兼城603番地で居酒屋の魚武士の近くになっております。年に1回なんですけれども、曜日のほうは決まっております。24時間ということになりますので、朝の6時から翌日の6時まで、1時間おきに実施しております。10分間の計測となっております。まして、全て適正になっておりますので、こちらのほうは75デシベル以下になっております、全て。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 24時間観測して70を超えたことはないということですか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 全て超えておりません。一番高いところで兼城の昼間で69デシベル、一番低いところが夜間のほうになりますけれども、津嘉山の57デシベルになっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 まちづくりのほうへ伺います。町から、たしか南部国道事務所には要請をされているんですよね。どんな要請をされたんですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。本町では、南部国道事務所のほうに騒音への対策として路面の排水性舗装へ変更することの軽減が図られないかとか、状況に応じては防音壁、または落下防止策が考えられるのではないかとということで、南部国道事務所のほうに要請というか、確認をしております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 先ほどの騒音の原因についてはかくとしたお答えがなかったんですが、エンジン音、排気音、タイヤの路面から、あるいは反射音とかいろ

いろな音があります。今おっしゃった南部国道事務所に要請したという路面について、排水性舗装というのがあるんですが、この排水性舗装が採用されないということなんですけれども、この排水性舗装の効果とか効果について伺います。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。一般的にアスファルト舗装には、一般的な密粒度アスファルトと、それから今議員がおっしゃっていたような排水性舗装というふうな、大まかに区分されるかと思います。それで一般的に申しますと、乗用車で時速100キロで走行したときに9.5デシベルが排水性舗装をすることによって6デシベルまで低下するというところで、約36%ぐらいが軽減図れるというふうな状況です。それから大型車両での時速80キロで走行した場合については、6.5デシベルが3.5デシベルまで低下しますので、約46%の軽減が図れるというふうな試算もされているようです。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみません、排水性舗装というものについて、もう一度どういうものなのか教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 一般の舗装と比べまして、排水性ですので、空隙があって水を浸透していくというふうな構造、材料となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 それで先ほどおっしゃった吸音効果もあるので、消音効果も高いので排水性舗装が本当は望ましいんですね。だけど、それができなかった。それを検討するということも、南部国道は私の質問では聞き終えていたんですけれども、それができないということはどうしてでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 答弁の内容にもございますけれども、今南部国道事務所のほうでは、環境影響評価をしまして、その中で基準値を超えないというふうな事前の評価をしておりますので、それに基づいて排水性舗装は今のところ必要ないという状況です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 騒音には道路、舗装と舗装のつなぎ目、ジョイントも所によってはばたばたと音もしますけれども、このバイパスではジョイント部分はどうなるんでしょう。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今議員の質問に関しては把握をしておりませんので、南部国道事務所のほうに確認していきたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 このバイパスは、イオン南風原店から新川十字路の直前100メートルぐらまで上り坂が続きます。当然、中型車両、大型車両の通行が増えます。この上り坂を加速して上がっていくんですね。あそこは左側も右側も丘になっていて、谷間になります。もしも開通後に住民から要請があれば、自治会から要請が出たら、町あるいは南部国道事務所が住民の皆さん立ち会いでこの環境測定をやっていただけますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。ただいまのご質問ですけれども、もちろん町としては、地域住民からのこういった調査に対する立ち会いか要望がございましたら、南部国道事務所のほうに、町のほうから立ち会いを要望していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 南部国道さんは、事業の前にはちゃんと住民説明会をやりましたと当然の答えでしょうけれども、その説明会で住民から出てきた質問や不安などに対してはどう解決できるのか、したのか分からないですよ。ただ基準には達しないという答えだけで。ですから、今私が最後に聞いた住民からもし要望があれば、是非住民立ち会いで観測ができるようにお取計らいをお願いします。

4番目のコロナ禍での子供への虐待予防について。数字がありました、前年は195だったんですけれども、今年は12月1日時点で210ですか、この数字についてはいかが思われますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。前年度は年間を通して195件、現在12月1日時点では210件となっておりますので、件数自体は増えているものだという認識でございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 NHKの調査では1月、6月で10%増えているそうです。全国の児童相談所が対応した件数です。10%増えた。5月だけは休校などの影響もあって、5月だけは前年より減ったんですけれども、6か月間で10%増えた。1月、2月はそれほど

影響はなかったと思うので、3月以後の、3月から6月の間で相当に増えたと思います。これ10%というのは6か月間ですから。ですから、対応しただけでもこれだけ増えていますから、対応できていない潜在している事例が多々あるんだろうと危惧されます。予防についてどのような対策が取れるのか、取っていただけるのか伺っていますが、子供の見守り強化アクションプラン、心のケアなどに関することが国から示されていると。町は各機関と連携して対応していますと。私は、特に虐待については、対症療法よりも事前の予防がより大切だと考えています。対症療法というのは何にしる、目に見えて結果が現れますから相手に喜んでもらいますので、すぐに。けどもこの予防ということとはなかなか難しいことです。こども課だけではできないことではないと思うんですけれども。ちょっと話がそれますけれども、4日前のテレビのニュースで、妊娠中あるいは産後にうつになる方が通常は1割だそうです。けどもこのコロナ禍で3割になっていると。親たちや家族の中での不安や焦り、いろんなことが子どもたちに向かっているんですね、今。それを予防していただきたいというのが私の4番目の、予防に力を入れていただきたいというのが4番目の質問ですが、こども課だけで対応できることではないと思っています。当然、私が最初の頃、ここに立った頃に申し上げたように、教育と福祉は切り離せないと考えています。当然この予防策というのは1年でできるとは考えていません。1年か、あるいはそれ以上かけてネットワークなりを構築していかないとけないと思っています。

○議長 玉城 勇君 これにて質問を終わります。
休憩します。

休憩（午前11時45分）

再開（午後0時57分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは午後の一般質問を進めさせていただきたいと思います。まず大きな1点目があります。第三次財政健全化計画を説明せよ、であります。前回9月定例会では、この問題に対して13点の質疑をしたんですけれども、内容についてはほぼ時間切れでした。前回は振り返りつつ、少し追加をして、掘り下げていきたいと思っています。財政計画について、私の視点で申し上げますと、中期財政計画は残念ながら

ら破綻をしてしまい、急遽それを踏襲、修正した計画であると考えています。町当局は、一貫して状況が変わった、反省はない、やむを得ない対策という視点、姿勢に対し、私は疑問を感じます。繰り返しになりますが、私自身もこのような財政状況、現状を生んでしまった。また財政悪化を止められなかった責任を痛感しています。だからこそ状況判断の誤りは認め、結果責任を反省し、新たな視点を取り入れながら財政健全化を進めてほしいというのが質問の趣旨であります。答弁に当たり、全て町長が答弁していると理解をします。重要と思われる質問には、是非町長自らご答弁をいただければと思います。(1) 9月議会での答弁を検証し、訂正するところはないか伺います。(2) 手数料・使用料の適正化について、見直し項目は一般会計で56項目と答弁がありましたが、令和2年度予算で見直した項目は何か、特会も含め歳入歳出、それぞれ具体的に説明をしてください。(3) 学校給食費の見直しの効果について説明をお願いします。(4) 企業誘致と町内企業の育成について伺います。(5) PPP/PFI/ネーミングライツ/広告導入の進捗について伺います。(6) 給食センター整備の方向性を伺います。(7) 幼稚園の民営化は時期尚早ではないか伺います。(8) 業務改善による経費削減とあります。メーター管理や電力入札などに取り組む考えはないか伺います。(9) この計画の実行に当たり、議会や町民への説明責任をこれまで以上に果たすとともに、計画にあってもやめるべきはやめる。町民生活に十分配慮すべきと考えるがどうか伺います。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1、第三次財政健全化計画を説明せよ。(1) についてお答えします。訂正するところはありませんが、今後も第三次財政健全化計画の推進については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や本町を取り巻く情勢等を総合的に判断し、進めていきたいと考えております。

(2) についてお答えします。令和2年度より見直した項目は一般会計の歳入で学校給食費と宮平保育所職員給食費、歳出では①児童館ファミリークラブ補助金、②婦人がん健診事業、③はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金、④骨粗しょう症健診補助金、⑤高齢者祝金、⑥予防接種医師委託料(高齢者インフルエンザの予防接種自己負担金)、⑦要保護・準要保護支援事業、⑧ふる博実行委員会補助金、国保特会の歳出で⑨はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金となっています。なお、質問に見直し項目は一般会計で56項目と答弁があったとありますが、手数料・使用料の項目が

56項目となっており見直し項目ではありません。

(4) についてお答えします。企業誘致については、企業進出を後押しするため減免措置を行うことや特措法の活用を行い、今現在2事業者と具体的な企業誘致を進めております。町内企業の育成については、町事業での育成を図りつつ、町商工会と連携して企業育成を図ってまいります。

(5) についてであります。PPP・PFIについては、現段階で対象財産はありませんが、他市町村の事例も参考に活用可能な財産がないか今後も検討します。また、黄金森公園を対象としたネーミングライツの導入については、現在、近隣市町村の調査、サウンディングに向けた調整を行っているところです。広告導入の取組として、令和2年1月より町民ホールへ設置している庁舎案内板、住民環境課番号呼び出し機を活用した広告を導入しております。

(8) についてお答えします。第三次財政健全化計画において、コスト意識に根ざした業務改善、歳出削減の具体的な取組として電力供給に関する入札を実施し電気料金の削減を図ることとしており、現在、入札実施に向けて準備を進めております。また、エアコンの推奨温度の徹底等省エネ活動を引き続き実施し、光熱水費の抑制を図ってまいります。上記の取組により歳出額の削減に取り組めますが、新たな設備投資費用が発生する電力使用量を確認するためのメーターの増設は予定しておりません。

(9) についてお答えします。第三次財政健全化計画の推進については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や本町を取り巻く情勢等を総合的に判断し進めていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(3) についてお答えいたします。令和元年4月の学校給食費の改定に当たり、県産・国産の使用、旬の食材をはじめ、季節の果物やデザート等の提供回数の増加、町産品を使用した郷土料理や行事食の取組など、献立内容の充実につながっております。

続きまして、(6) でございます。学校給食共同調理場の今後の在り方について、給食提供数の見込み値を推計し、調理能力、また学校給食の目的とする安心安全な給食を提供するために必要な施設規模や設備について検討をしております。

(7) についてでございます。現在の町立幼稚園を保護者の就労に関係なく3歳児から5歳児まで継続した教育・保育の一体的提供や幼稚園と預かり保育の手続きを一本化できる認定こども園化を、一部公設民営

化も含めて検討してまいります。健全化計画では、移行時期を令和4年度を目標としておりますが、保護者を含め広く意見を拝聴しながら取り組んでまいります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、まず（1）ですけれども、前回の質問の中で確認してきたものを再度確認したいと思います。中期財政計画の財政シミュレーションは既に大きく変化しているというふうに前回答弁されています。一方で、中期財政計画について破綻はしていないという答弁もありました。2つの計画が同時進行しているのか、それとも中期財政計画の内容は期間も重なっている、この第三次財政健全化計画に引き継がれているのか。私は後者というふうに理解していますが、その理解でよろしいかをお答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。財政状況は新たな制度の導入や緊急的な対応などにより影響を受けることから、情勢の変化に柔軟に対応すべく随時見直しを行うとしているため、破綻したとは考えておりません。議員おっしゃるとおり、シミュレーションで想定していなかった状況の変化が生じたことから、中期財政計画を見直し、その計画方針を踏襲し、引き続き新たな財政負担に対応していくため、第三次財政健全化計画を策定しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 国民健康保険税についてですけれども、令和4年度まではさらなる値上げはしない。その後、値上げはやむなしと町長は答えていますが、その理解でよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 仁士議員のご質問にお答えします。国民健康保険税につきましては、税率につきましては毎年度検証を行い調査した後、今後検討してまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に起債、つまり借金を伴う偉業の優先順位についてですが、実施計画で判断できると答弁されています。さらには計画16ページには、実施計画に基づかない事業の導入を行わないとも記載があります。その一方でクーラー設置ですとかGIGAスクールなど、これまでの答弁や計画と矛盾するという点がありますが、どういう考え方が教えてください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。前回答弁では、町民の生活に直結する緊急性、重要性の高い事業を優先に考え、より有利な条件の起債を選択す

るなど、総合的に判断すると答弁しています。基本的には実施計画に基づく事業を導入しますが、クーラー設置やGIGAスクールのように国の補正予算により、その時期に実施しないとより有利な財源活用ができないことなどから、緊急的に対応している事業もありますので、矛盾はしていないものと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 人件費についてですけれども、削減や抑制ありきではなく、まずは住民サービスを基本に増減を検討するという理解でよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。議員おっしゃるとおり、住民サービスを基本に職員の配置を検討しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 こども医療費について、医療費無償化は見直しも検討と記載されていますが、令和4年までは継続事業として続けていく。それでよろしいですかお答えください。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。こども医療費助成事業においては、先日報道でありましたとおり、通院医療費の補助対象が小学校、中学校まで年齢拡充されたと沖縄県の発表がございました。よって、南風原町においても令和4年度までこども医療費の現行の無償化においては継続できるものと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に各種補助金の減額についてですが、財政健全化後も一律に元に戻すわけではない。費用対効果で増減を考慮する。それでよろしいかお答えください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。各種補助金に関してでございますけれども、基本的には元に戻す場合は費用対効果も勘案しながらということになると思います。ただ各種団体、老人会、女性会、青年会とかの各種団体につきましては、各種団体の実績報告書あるいはまた活動内容等も参考にしながら、基本的には可能な限り活動を支援するという立場から元に戻したいんですけれども、いかんせん財政の事情がございますので、活動状況を見せてもらったりとか決算の状況を参考にさせていただきたいとか。それからそれ以外の補助事業に関しましては、もちろん費用対効果を

確認したいというふうな趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に町長の公約でもあった町民体育館の建設については、計画はない。それでよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 町民体育館の件に関しましては、公約というような形で、私どもの方針といいますか、方向性を示してきたわけでございますけれども、さきの定例会でのご質問に関しましては、第三次財政健全化計画に関する事業の計画のご質問でございましたので、こちらとしましては、計画期間が令和2年から令和4年までの平成元年度の実施計画、これが今生きているわけですから、令和2年度の実施計画の計画期間が令和4年から令和6年の期間でございます。これは今決裁中でございまして、答弁といたしましては令和元年度の実施計画を基に答弁をさせていただいたものですから、現段階では具体的な計画はありませんというふうな答弁になりました。ちょっと説明が不十分でございましたので申し訳ないですけれども、改めて答弁をいたすわけですけれども。町民体育館に関しましては黄金森公園の区域が町立公民館の文化センターの前の道路の整備によりまして、面積が削られたので改めて拡張するわけでございますけれども、その拡張する面積とかどちら側に拡張するか、あるいはまた拡張する面積の中にこういった施設を張りつけるかとか、そういった検討をしなくてははいけません。当然私の計画といたしましては、施設の内容は町民体育館だというふうに認識をしておりますけれども、それに関しましても面積、整備の場所、あるいはまた施設の内容等々、それを検討するために検討委員会は早めにスタートさせたいと。これは議会もご承知かと思っておりますけれども、令和2年度の予算に工種の費用弁償は計上しておりますので、年度内には審議会をスタートさせて議論をしていただきたいと。あくまでもこれは案の段階でございましてまだ決裁はしておりませんけれども、令和4年度から令和6年度までの計画期間の令和2年度実施計画の中には用地費とか、あるいはまた設計費とか、そういった具体的な数字が出てくるというふうに考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいということでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これまでは9月議会の答弁内容を確認してまいりました。(2)に移りたいと思います。

答弁では、歳入で2項目、令和2年度での改正点で

すね。歳出で9項目という答弁をいただいています。この内容について、ここから(2)以降は項目ごとに掘り下げたいと思いますが、次年度についても見直しを検討している項目、こういった項目であるのか教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。現段階で見直しを検討している項目はございません。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。最初の答弁でもあったように、56項目、様々な手数料とかそういった項目がある中で、トータルで行くと11項目、見直されたわけですね、現状でもですね。やはり、これは前回も私申し上げましたけれども、この見直しに関してサービスを切り下げる、そういった場合には積み上げていったものを下ろすわけですから、しっかりと町民に説明をするべきだと思います。またその内容についても、受益者負担、町単独補助の廃止、また他市町村並みという、こういった内容ではなくて、やはり新たなサービスへと転換していく、そういった視点が必要じゃないかというふうに提案をしています。その点について、町長はどう考えるかお答えいただければと思います。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。新たなサービスへの転換というようなこと、確かに議員ご指摘のとおり必要な方向性ではあると考えております。ただ、しかし財政の状況が今後どうなるか分からないという部分もございまして、新たな財政負担が生じるサービスとか、そういったふうなものはまた十分に検討させていただきたいと考えております。町といたしましては、基本的にスクラップ・アンド・ビルドでございまして、やはり新たなサービスも議員ご指摘のように選択肢の一つだということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。

次に(3)です。学校給食の見直しについてですが、充実したという答弁でありました。以前からこの学校給食については赤字補填というか、町財政からの持ち出しもあったわけです。それがどういうふうに変化していくのか。また今後も食材の価額変動は想定をされます。その場合に給食費へどう転嫁していくのか、現時点での考え方を教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。一般財源からの補填という意味では、令和元年度の実績から申しますと、給食賄い費が2億3,102万5,717円ありまして、給食費収入額が2億2,513万2,170円あります。その差額、一般財源補填額が589万3,547円になっています。未納額というものがそのまま賄い材料費の補填ということになっております。食材の価格変動の際は、給食費への転嫁をどう対応するかについてですが、今回の学校給食費の改定は消費税の引き上げ、物価の上昇とかが契機になったものですが、学校給食の費用や地元食材の利用促進、栄養量等を内容が適正なものとなるように、必要に応じて南風原町学校給食共同調理場運営委員会で検討していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁で行くと、赤字補填については未納がなければ大丈夫だと。また食材の価格転嫁も物価の変動で転嫁するものではないと、そういうふうに聞こえますけれども、それでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 補填のものですが、未納……、価格変動で給食費に転嫁するということは直接的には考えておりません。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時22分）

再開（午後1時23分）

○議長 玉城 勇君 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。未納がなかったら補填はないということになっております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に（4）ですが、企業誘致を進めているという答弁であります。企業誘致については当然必要だと考えますが、町内企業が転出しないような対策、守り育てる、そういった新たな政策も検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 議員のおっしゃるとおり企業誘致だけではなくて、企業が転出しないということはとても重要なことだと思っています。先ほど答弁もしましたが、企業の後押しをするために減免措置をしていますということですが、現在、5つの減免措置の対策を取っています。来年度、沖振法が見直されるということで、また新たに6番目といえますか、読み上げます。国際物流拠点産業集積地域

というのに、是非南風原町のほうも組み込んでほしいということで今働きかけをしています。それと企業が来たり、町内企業が規模拡大するときには土地が必要になると思うんですけども、それについても南風原町の総合計画のほうで、土地利用の計画で南風原南インター付近を新規産業集積ゾーンということで指定して企業誘致に努めていますけれども、現在、具体的に照屋地区のほうは組合施工で区画整理等の整備ができないかどうかということで取り組んでいる最中でありまして。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 （5）は分かりましたので、飛ばして（6）に行きたいと思います。

給食センター整備の方向性ですが、この計画、第三次財政健全化計画の中では令和3年度までに検討というふうにあります。前回の答弁ではケース別に検討中という答弁もありました。地産地消や食育を考えた場合、現在のセンター方式以外にも様々な方法を検討すべきという、そういった問題点から私は給食レストランという歳入を増やす策を提案しました。現在進めている具体的な検討内容について少し補足して教えてください。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。現在、学校給食共同調理場の今後の在り方について、一番は学校給食の目的とするより安心、安全な給食を提供するために必要な規模や設備等について、学校給食共同調理場運営委員会で検討しております。前回答弁した中でケース別というのはですね、給食数の増加に対応するために調理スペースを当面の間、対応した場合とか10年後を見据えてどれぐらい設備等が必要なのかとか、10年後から20年後に建替えしたほうがいいのかなど、シミュレーションをしている段階でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁で行くとセンター方式一本で考えていると、それ以外の検討はしていないということでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん これから学校給食共同調理場運営委員会のほうで検討すると思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは計画、先ほども言いましたが、令和3年度までに検討というふうにあります。次年度ですから、次年度中にはある程度、この計画の背景とかどういったものになる、そういった形が少し

見えてくるのかどうか、その辺も教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。方向性については見えてくると思います。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 趣旨としては、令和3年度と直近まで迫っているものですから、どういう形でつくのかというのが早急に決められてしまわないかなというのがちょっと心配です。方向性という答弁でしたので、少し経緯を見守りたいと思います。

次に（7）に行きたいと思います。幼稚園の民営化ですけれども、答弁では一部公設民営化も含めというようなちょっと抽象的な内容になっていますが、これについてこれまで何度も公立幼稚園についてこども園化してはどうかという議員からの指摘も、いろいろ提案もありましたが、現在でも実質的な機能は満たされているというふうに答弁で何度も否定をしております。これについて、これまでの方針と変わるわけですが、方針を転換する。そういった考えでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。これまでプロジェクトチームのほうでも公立幼稚園を3歳児から5歳児まで受け入れる認定こども園に移行できないかということを検討してまいりました。その中で平成30年度からの認定こども園の移行については、時期尚早ということもありましたが、それと同時に、今後の動向を注視しながら状況に応じて再度検討する必要があるとの答申もございました。現在、教育委員会で認定こども園について検討しているところでございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時30分）

○議長 玉城 勇君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在、教育委員会で認定こども園について検討しております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これについて、私は何度もやらないと答えてきているものを検討しているというものは、何らかの説明が必要だというふうに思います。今、検討している、検討しているということですが、私はこれ方針の転換に見えますので、ちょっと疑問だ

なと思います。

続いて、この公立幼稚園ですけれども、それが現在の課題ですね。今でも課題があります。例えば担任教諭の正職員化が進められていない、増えていかない。もちろん退職との関係もありますが、また預かり保育が合同保育になったりといった、何度も指摘している課題についても、これが進まない前にもう民営化してしまおうと、仕組みだけ変えるというのは少し私は乱暴のような気がします。それについて町長も含めて認識がどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。仕組みだけを変えるような、単にそういうことではなくてですね、認定こども園、幼稚園の在り方について検討していくというような内容になります。なので、今後またどういう在り方がいいのかということを検討してまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 補足して答弁させていただきます。教育委員会のほうでも、待機児童を含め3歳児保育、それから職員が3歳児保育に伴って、また正職員も足りなくなるだろうと。またいろんな意味での提案があります。我々が解決していかないといけない問題等をいろいろ検討するために認定こども園も検討しているということでございます。先ほどからありますように、幼稚園のほうでも一旦全てのものを賄えているような形には見えるんですけれども、いろんな幼・保を超えたそういうふうな法律であるとか、いろんなものを検討してよりよいものをつくっていくということで、検討させていただくということでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 子育てがしやすい環境になるというのは非常にいいことだと思います。ただ私が言っているのは、ほかの議員も含めてこれまでこども園にしたかどうかという提案はたくさんあったわけですよ。やらないとずっと言ってきたのに、実は検討していますというのは、ちょっと答弁としてこれまでどうだったのかなと。これまでの答弁がそうだったとしたら、やはり提案があるので検討していますと答弁するか、もしくは今状況が状況ですので、これまでの方針と違って、今こういう検討に変わりましたというふうにするべきだと私は思います。これは計画の中に書かれていることですから、健全化計画の中では令和4年度から公私連携認定こども園化を実施すると書いてあるわけです。これについて私は危機感があったものですから質問をしています。那覇市などでも公設民営、那覇市

は半々ですけれども、町民目線で分かりやすく言うと、南風原町においては、答弁では一部というのが今回入ってきていますが、4つの公立幼稚園があるわけです。町民から見て分かりやすく言うと、公立幼稚園が廃止されて民営化される。そういうふうに令和4年度から急になるんじゃないかと私は見えたわけですね。それについてそうではないというようなニュアンスに聞こえますけれども、もう少し明確にこの計画の中身についてどういうことを規定しているのか、そういうことを教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 具体的な話ということですが、先ほどからおっしゃっていますように、いろいろ各議員のほうからも認定こども園については様々な提案がございました。我々のほうでも、先ほど学校教育課長が答弁していましたように、プロジェクトチームを設けて、これまで時期尚早というふうに言っていた部分についても再度検証を加えました。検証を加えた結果、認定こども園をやることによっていろいろ南風原町のやるべき部分について実行できるんじゃないかというふうな答申をいただきました。その答申を受けて、教育委員会のほうについても認定こども園でそういった子育ての環境、教育の環境を整えていくべきというふうな検討を進めていくと。その中では、全部の幼稚園を認定こども園、それから民営化という形ではございません。職員の配置とかいろいろ考えていく中で、一部公私連携という部分も必要であろうというふうなことをうたっていますけれども、答弁にもありますように、全てをそういうふうな形ではなく、これからその辺については十分検討していくということでございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時36分）

○議長 玉城 勇君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回、計画の中で令和4年というふうに記載していますのは、我々のスケジュール感として、計画の中に各数字を設けないでの計画だと非常にあやふやな状態となりますので、令和4年を一つの目安として進めていきたいということで、そういうふうに記載してございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は認定こども園が駄目と言っているわけではないんですよ。子供たちの環境がよくなるためなら非常にいいことだと思いますけれども、

これまで何度も否定されているわけですから、少し今の答弁であるとこれまでは状況が変わってきたので、方針も転換、別に方針を転換したら悪いということではないと思いますからね、今の説明ではそういうふうに私は理解します。どちらにしても待機児童の解消というのも非常に大きな課題でありますので、それを進めていただきたいんですが、ならばなぜ公立幼稚園を3年保育に移行する、そういった検討ではなくて公私連携なのか。元はこども園化なのか、その辺について少し教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 いろいろ検討を重ねました。まだ検討という部分では全てをやり尽くしたというふうには考えていませんけれども、今現在で子育ての環境を整えていくためには、認定こども園の形を取ったほうが幼保の制度を超えた体制で子育ての環境がつけられるということで非常に有用ではないかと考えております。人間をなかなかつけれないと、要するにうちの職員を毎年一人ずつ採用していつているわけですが、その辺でなかなか正職員をつけれないという部分については、民間の力を借りて、今現在の認可保育園の皆さんが非常にいい環境で保育をしているわけですから、その辺の知恵も借りながらやっていく方法はないかということで、そういう形での検討を進めているということでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁から、何度もですけれども、やはりこれまでの様々な理解だけじゃなくて、学術とかいろいろな方々、また情勢についての変化を受け止めた形での計画、検討だというふうに私は理解しますが、そのように理解してよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 これまで担当課長、部長が答弁しましたが、議員おっしゃるように、時代のニーズに対応するといいますか、より幅広く。幼稚園というのは幼稚園の時間、それから次は預かりの時間ということで別々の申込みとか、やはり保護者の皆さんにとっても申請も煩雑な部分がある。それを一本化できるというメリットもある。議員も質問の中で触れておりましたが、正職員と会計年度任用職員のバランス等もございます。そういうことから、一つは幼保連携型の認定こども園という考え方に、もう一つ公私連携というのは先ほど部長からもありましたとおり法人保育園が担っている非常に魅力的なといいますか、特徴のあるすばらしい保育を町内の法人保育園の皆さんに担ってもらっていますので、そちらも同時並行して、そういっ

たふうな一部担っていただくこともできるかも含めてでございますので、先ほどの、以前はまだ今の幼稚園の4歳児、5歳児保育で対応していくという答弁はありましたが、やはりこのご時世、我々も幼児教育の重要性はひしひしと認識しておりますので、それも含めて3歳児からとしての幼児保育が担える、それも含めて、保育もしっかりと担える。幼稚園と保育園のいいとこ取りといいますか、そういったスタンスの認定こども園化を進めて検討しているという考えに変わってきているということを認識していただきたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私の趣旨はですね、やはりよくして行ってほしいわけです。そういった中で、これまでの提案だったり、そういったことが私は否定されてきたというふうに受け止めていたものですから、やはり今までこうだったからとか、この形がベストだから、それだけにこだわる、固執することなくですね、やっぱりニーズに応えて行ってほしい。今、応えようと検討されているという理解ですので、このように進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

次に(8)のほうに行きたいと思います。まず、この経費削減の観点ですけれども、今、公共施設の中でも学校だったり、通常の民間利用だったり公共利用だったり、時間内であったり時間外であったり、様々な多様な利用の仕方があるわけです。そういったことを考えると適正利用とより詳しい分析をするためには少し設備投資をしたとしても、細かいメーター管理、メーター設置、時間型の管理などにも取り組むべきじゃないかと、答弁ではしないというふうにありますけれども、それについてはどう考えていくか教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。先ほどの答弁のほうでもありましたように、その前に新電力のほうの取組を行うということで回答しましたが、その中でメーターのほうが新電力に移行する際にデジタル化されたスマートメーターというものによって変わっていくと、今のメーターからですね。そういう形になると、またそれに沿った、そういったシステムというか、備品等、そういうのが必要になってくると。ですから、今後、まずこのメーター等がどういった設備が必要なのか。また金銭的に現場を見て、専門の方に庁舎以外の施設も今回の質問は含まれていますので、大体どれぐらいかかるかというのはまだ数字持っていないので、余

りコストのかからない形でそういう分析等ができるのであればしっかりと対応を検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この質問の経緯の中では、計画に書かれていることもありますけれども、例えばですけれども、役場は何時まで電気ついているの、とかね。学校などに行くとき朝5時から先生たち来ているよと、そういうこともあるわけですよ。やっぱりこれが常態化していくと、どんな管理をしているのというようなことになります。これは経費の観点で言っていますけれども、働き方においても把握するためにも大切なことだと思います。今の答弁からいくと、私の趣旨は理解してそのように取り組むというふうにも聞こえますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 電気料のそういった削減については今答弁したとおりでございます。働き方、その部分に関しては各管理職、その辺がしっかりと管理していくものだと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではよろしく願います。

最後に(9)ですけれども、答弁でも総合的に判断をするという答弁をいただいております。第三次財政健全化計画ですね、最初見たときはこれ全部やるのかと、もちろん財政健全化は目的だけでも、町民にとって相当な影響が出るという懸念もあったわけです。ただ、これまで通して質問してきた中で、やはりとどまるべきはとどまる。見直すべきは見直す。そういった視点も司会しています。そのような姿勢だということも理解しています。繰り返しになるかもしれませんが、そのような理解でよろしいですかお答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 先ほどの答弁にもありますが、計画の推進につきましては新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、本町を取り巻く情勢等を総合的に判断して、計画を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは次に、大きな質問2点目に行きたいと思います。信頼の得られない水道行政を見直せという質問であります。今年の6月議会でも南部水道の件について質問した後、9月議会の全員協議会において南水派遣議員のほうにも状況を確認いたしました。詳細については南水当局の説明責任だという

ふうには考えますので、どのように質問をすべきか、確認すべきかというのを議会事務局にも確認をしていただきました。1 町民として、情報公開を求めなさいということでしたので、個人名で文書を送り説明を求めました。後日、日程調整の上で日時や場所の説明ですね、決まっていたところ急遽南水議会から意見があったということを理由に説明会は取りやめにされてしまいました。私はこの南水当局の判断は間違っているというふうに思います。南水議会においても給与問題の説明が足りないとの指摘に、企業長は広報紙とホームページで足りると答えています。これ以上の説明がなされるとは考えられません。また先日、この本定例会の全協でも南水派遣議員に確認をしたところ、議決したことを蒸し返すようで追究しづらいという趣旨の苦しい立場も感じました。そこで、やはりその南水の理事である町長からも、町民や両町議会に詳しく説明するよう指導すべきではないかというふうに考えます。それすらもできない、しないという判断は公共を担う資格はないという視点で私は質問いたします。(1) 南風原町は、水道行政を南部水道企業団でなぜ行っているのか。(2) 町民から信頼の得られない水道行政を見直すべきでないかお答えください。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項2点目の水道行政について。(1) についてお答えします。沖縄本島南部中央部は、水源が乏しく水道事業の創設が急務でしたが、各自治体が単独で事業実施することが財政的に困難であったことから、昭和37年に旧具志頭村、旧東風平村、旧大里村、旧南風原村の4村で南部地区東部上水組合を立ち上げております。本土復帰や市町村合併などを経て、現在の2町の構成団体による南部水道企業団となっております。企業団設立の目的でもある水の安定供給も図られており、前段の設立の経緯も踏まえ、南部水道企業団において水道行政を行っております。

(2) についてお答えします。本町の水道行政について、現時点で見直す考えはありません。また、町民からの信頼については南部水道企業団において取り組むべきものと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 まず、設立の経緯については理解をしました。私が生まれる前の話ですので、その件については細かい設立の経緯とか状況は分かりませんが、少なくとも昭和37年、1962年になるかと思いますが、50年以上前から設立されて、その南部水道企業団の発足当時の状況と、今現在ではメリット。デメリット

とも当然あるかもしれませんが、メリット、デメリット大きく異なるというふうに思います。その点ではどういう理解をしているかお答えください。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 それでは、今メリットということで、この場合、分離した場合のメリットという考えでよろしいでしょうか。分離したときの、じゃなくて……。すみません、じゃあ……。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではお答えいたします。仁士議員のただいまのご質問、メリット、デメリットという形でのご質問になると非常に答弁に困るんですが、基本的に一般論として申し上げますと、やっぱり単独のほうが黒字も出ているんです、他市町村もですね。それから言いますと、現段階といいますか、今の社会情勢の中では単独でやったほうがメリットとしてはあるだろうなど。収益も黒字であるわけですから、水道事業は。そういうふうになると思いますけれども。ただ、先ほど来、発足当時の話をご理解していると思うんですが、その当時、どうしても水道事業をやらなければいけないという社会情勢の中で立ち上がった南部水道企業団でございますので、これが脈々と続いてきて、それで我々はそのメリットを享受してきたわけですね。それを大きな社会情勢の変動とか、あるいはまた市町村の合併とかですね、南部水道のほうに組織的な不祥事があって、組織として成り立っていないとか、そういったふうな一般論的にこれはもう南部水道企業団とやっていくわけにはいかんなどというような状況でもないのに、メリット、デメリットだけで今後、構成団体が2町しかありませんから、解散になるわけですから、そういうわけにはいかないんじゃないかなというのが私の一般的な考え方でございまして、何といいますか、仁士議員がご心配なさっております、もちろん給与問題は大きな不祥事であるんですが、それをしっかりと住民の皆さんに説明してもらいたいというふうなのは私も山々なんですけれども、それは仁士議員のご指摘が正論だと思います。その件で私も相談をされまして、南風原町の仁士議員から説明をしてくれというふうな要請がありますけれども、どうしますか、理事というようなことでございまして。そのときに、私はいいんじゃないですかと、これは構成団体の議員ですから、当然知るあれは、調査する権限があるはずだからよろしいんじゃないですかということで私はそういったような指導をしたんです。そうしますと、企業団のほうは持ち帰りまして、じゃあ検討しますということで。そのかわりちゃんと

南部水道企業団には議会があるから、議会にも相談したほうがいいと思いますよということだけは最後に付け加えました。結果として、議員が報告なさったとおりになったということを知っていますね、「ああ、そうね」ということになったんですけれども、八重瀬町長と私は理事でございますから、公営企業法に基づく理事としての役割はそれなりに果たしているつもりでございます。南部水道企業団の規約にも、企業団の業務を適切な運営を図ることを目的とするというふうに理事会はなっておりますので、我々もそれなりの指導はしているつもりですけれども、権限は企業長にしかないので、向こうも検討をした結果そういったふうになったというふうなことで私は理解しておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後 1 時 55 分）

再開（午後 1 時 55 分）

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 訂正させていただきます。先ほどの答弁で八重瀬町長の比屋根町長と申し上げましたけれども、新垣町長でございます。訂正いたします。

○議長 玉城 勇君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 私もここで町長に細かい南部水道の業務まで質問する気はない。今町長もおっしゃったように指導しているということで伺っていますが、私としてはこの質問、疑問、疑惑、そういったものについても答えてすらもらえない。派遣されている議員も非常に苦しい立場に置かれているような印象があって、これではやっぱり公共機関としてどうなのかと言わざるを得ないんですよ。それが一部の小さな問題と捉えるのか、同じことが南風原町行政で起こったらどうなりますか、これ。町長説明しないと町民に言いませぬよね。これは町長に言うべきことじゃないと私は思いますけれども、そういった点で非常にこの問題、しっかりと南部水道がやるべきですよ。少なくとも町長から指導したということですが、町長の指導に対してやらないという判断をしている。これでいいんですか。町長再度、やはりこの問題はちゃんと適切に、両町民、両議会に説明すべきことだと私は思いますが、そういった指導ができるかどうか。町長申し訳ないんですけれども、お答えいただければと。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど答弁で指導というふうなことで、これは話の、答弁の流れの中でそういったふうな言葉のあやでございますけれども、企業長から相談があったんです。いやいやそう

いうふうなことだから説明してあげたらいいんじゃないですかと私は答えた、一種の指導でもいいんですけれども、私はそういうふうに相談がありましたのでそう答えました。決定したのは企業団のほうでありまして、向こうも議会やりに相談してから決めたということでございますけれども、そういったふうな状況だということでございます。非常に理事の役割といいますか、位置づけも企業団の規約でも本当に抽象的でございます。理事会は企業団の業務の適切な運営を図ることを目的とするとあつてですね、この業務の適切な運営ですから、今回の給与問題も入っていないといえ入っていないですし、またそこまではという解釈も成り立つわけですね。また公営企業法の中でも非常に抽象的に書かれているものですから、これは八重瀬町長も話し合ったんですけれども、我々の立場は非常に微妙だねというようなことになったんですけれども、ちょっと長いので要約して読み上げますと、当該公共団体の住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関し、その福祉を確保するため必要があるとき、または管理者と、この管理者は企業団の管理者ですね、企業長です。管理者とはほかの機関の権限に属する事務の執行に当該企業との間の調整を図るため必要があるとき、要するに住民の福祉に重大な影響がある業務の執行、それからほかの機関と企業団との間で調整が必要な場合は、そのときは業務の執行について必要な指示をすることができると、理事はですね。ですから、ほとんど公営企業法の中でもこういったふうなのがあなた方の仕事ですよというのがないんですね。相当重要なことじゃないと指示もできないということでの理解ですので、なかなか一つの地方公共団体ですから、向こうも。向こうに我々がどれぐらい関与できるかというのは非常に微妙なところだということでご理解をお願いしたいと思います。今回も、議員の資料の中にしっかりと記者会見なり住民説明会なりをやるべきじゃないかということでご指摘されておりますけれども、私も個人的にはそうあるべきだと思っていました。ですけれども、企業長がいやいや、議会にも報告したし、ホームページにも載せてありますし、清ら水という広報紙でもちゃんと説明したからこれでよろしいですと企業長が判断しているわけですので、これ以上の指示は私は難しいなというふうに判断したということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 内容は少し、(1)を終わって(2)に入っていくんですけれども、今町長が自らおっ

しゃったように、公営企業法自体、そして今言う理事の役割自体も、権限も含めると非常に曖昧なんです。これが、南部水道企業団がもし仮に適切に業務運営をされている、説明責任も果たす、こういった疑惑とか疑念が生まれえないような運営をされているのであれば問題はないもしれないんですけれども、現状こういうふうに説明に答ええないと言っているわけです、もう説明したんだと。でも現状でいくと、アドバイザー会議でも副町長も含めて相当努力をされてここまで来たのに、でも数々の、ほかにも答えるべき、給与問題一つ取ってもこれは平成12年から始まっているんです。もともとの疑問点は特定地域出身者へ給与月額の特遇がされているんじゃないかと、そういった指摘から始まっています。そしてどれぐらいもらい過ぎたのか、もしくは払い過ぎたのか、こういったところも総額は出ていないんですよ。一部の時期だけ切り取って、5年、2年という法定期間だけ切り取って、しかもその期間内であっても時効で消滅している、金額も。こういったほとんど明らかにされずに、できることだけ報告されているんですよ、今回のも。そもそもこういった問題に関してですね、町長も苦しい立場だと思いますけれども、私は理事会でどの程度の報告がされているのかどうかもちょっと疑問なんです。今私が言ったように平成12年からの総額ですとか、特定地域の疑い、もちろん恣意的な疑いはないとアドバイザー会議では調べていますけれども、申請はなかったとしても結果はあるんじゃないですかと。様々な町民からも不安でどんどん疑念が広がっているわけです。そういった細かいことについて、町長理事会で全て報告を受けていないんじゃないかな。もしくは町長自身もこの辺からないなということがあるんじゃないかなと私は思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時04分）

再開（午後2時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そもそもこの問題の発端は、南部水道において、私は不誠実な労使交渉があったと、状況にあるというふうに考えます。飛び級や給与の誤解釈は南水労組から指摘がなければ放置されていたんじゃないかなというふうにも思います。問題の全容を明確にして責任所在を示さなければ、労使、職員間の信頼どころか、両町民の公共の利益に反すると考えます。南部水道においては労使交渉の中にも弁護士まで雇って対応しています。両町の責任を果たすためにも

今言うアドバイザー会議の中身も踏まえて、第三者による再調査を徹底し、全容が分かる報告書を作成し、記者会見等の公の場で説明を行うべきというふうに私は考えます。町長はどう思いますか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど来、答弁をいたしておりますけれども、基本的に私も八重瀬町長も理事としての範疇の中で相談にも乗ってあげたし、相談にも乗りましたし、それからまた意見も申し述べてきております。そういう意味で、それ以上のことにしましては一公共団体としての南部水道企業団の責任者が判断すべきものと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 管理者が判断すべきということですが、様々なそういった疑いにさえ対応していないという現状だと私は思います。それでは公共機関としての役割は担えないと思います。給与問題だけでなく、前企業長の勤務実態ですとか、これから検討されるとおっしゃっていましたが、イベントのときのために駐車場の用地を取得したいとか、そのほかにもこの疑問を解決しないと、どんどん疑問は膨らんでいきます。この際、水道行政を見直して、南風原町単独も視野に入れて準備すべきと私は思います。町長いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど冒頭で少し触れましたけれども、やはり南部水道企業団としての一つの一部事務組合の趣旨の組織でございますので、それなりに自治法に基づく協議会等も設置して、建設された、設置されたというふうに認識をいたしております。そういうことで仁士議員の趣旨からしますと、一種の解散というふうな形になるわけですよ、南風原町と八重瀬町しかないわけですから。そうなりますと、それなりの準備といいますか、時間、議論、テーブル等が必要だと思っておりますし、そういうことから考えますと、私の任期中と申しましょうか、そのときはちょっと無理だろうなというふうなのが正直な考えでございます。同時にまたメリット、デメリットという、当然設立当時と今では社会情勢が違いますから、当然今の段階のほうがメリットも大きいかなと思いますけれども、私は自分から経験しまして、ちょうど私は南部水道が宮平に整備されたときは13歳でございました、中学1年です。そのときは毎朝起きると、字の共同井戸から50メートルぐらい離れていたんですけれども、そこに水を汲みに行きまして、水を汲んで

きて、自分たちの台所の近くにあるコンクリート製のタンクに水をいっぱいにしてから学校に行くと、それが日課でございましたので、そういった恩恵を覚えている以上はですね、なかなか私の任期中に南部水道を潰して単独でやろうやと、そういったふうなことにはなかなかないと思いますので、その辺はまた後輩たちに譲りたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この問題に対して、答弁の中でも町長の理解も、私とそんなに変わらないというふうに思う中で、このような質問をしていることも少し申し訳ないなという気持ちがあります。でも、やっぱりその公共機関は信頼にゆだねないと自ら言う、こういう状況が果たしていいのか。先ほど議長からもご指摘いただきましたけれども、この組織としても、一部事務組合、そして公営企業法、そういった中でも私たち議員の問いにさえ答えきれない。そして派遣議員の皆さんも非常に苦しい立場に置かれる。当たり所がない中でこういう状況になっていると私は思います。以前、町長は答弁でも全協あたりで少し補足説明をしてもいいよというぐらい町長もおっしゃっていただいているわけですが、やはりこれは南水の業務で、やれということではできませんので、町長を理事として、この問題を少しでも解決するために、やはり町民の皆さんに答えるべき説明、そういったこともどういう方法があるのかも、少し町長考えていただけないかなと。やはりこの問題、町民の皆さんへ示すべきではないかなと、そういう視点で南風原町の水道行政と私は質問しているわけです。これについて、現時点で、どういう説明の仕方が適切なのか。それかどうかわかりませんが、やはりこれは納得いく形で収めていただきたい。そういった思いですが、町長すみません繰り返しで、是非一言で結構ですのでお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時12分）

再開（午後2時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。本町の、南風原町の水道行政に関しましては、現状が八重瀬町との広域で、南部水道企業団で進めているというようなことでございますけれども、将来的には、ひょっとしたら沖縄県の水道事業の統一化と、そういったようなことも出てくるかもしれませんし、あるいはまた隣の与那原町みたいにですね、南風原町単独でやりましょと、議会なりあるいはまた町民の皆さんの世論が盛り上がってですね、南風原町単独でやりましょとい

うことになるかもしれませんが、確かに。そのときはまた南風原町は水道事業にも進出を進めると、水道事業も進めるといふうなことになるかと思えます。今現在、それでいいのかというようなご質問でございますけれども、私は一般論でございますが、一朝一夕に南部水道を解体して、南風原町でやっていくというふうなことはまだ時期尚早だろうと。現段階ではやむを得ないということで片づけられしょうがないんですけれども、現段階で南部水道企業団という組織があるわけですから、そこで進めていくと。今、問題になっておりますいろんな諸問題に関しましては、南部水道企業団独自で自助努力でもって町民の信頼を勝ち取っていただきたいと、そういったふうな思いでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長も苦しい立場だと思いますが、やはりこういったことで信頼が得られないというような世論が高まっていくことは、私はよくないことだというふうに思います。検証だったり、説明ができないまま、私はこういう状況になっていることの重大性を考えて、南風原町の水道行政を見直すべきじゃないかというふうに質問しているわけですが、ただ、この問題に関してこのままではいいと思わないので、少し私もどうやって町民に説明していくか。もう少し勉強、また確認を続けていきたいと思います。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長 玉城 勇君 訂正があります。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 先ほど一般財源の補填、給食費の補填についてどうなっているかという答弁に対して、曖昧な答弁だったのでちょっと補足説明をさせていただきます。滞納分の一般財源からの補填は計画しておりません。賄い材料費は歳入だけで賄えるように実施していきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時17分）

再開（午後2時29分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 ハイサイ、グスーヨー、ウスビーサクグワーナイビティ。クリカラ7番議員大城 勝がターチヌーマギー質問サビン。まずその1番目、コロナ禍での健康増進について。（1）コロナ禍での本町ち

むぐくる館健康増進室の運用状況を問う。①健康増進室の運用方法に新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを取り入れたが、その運用は滞りなく進んでいるか。②新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの周知方法を問う。情報は本町ホームページに配信中であるが、ちむぐくる館利用者の多くが高齢者であり、それに配慮した対処法がなされているか。③健康増進室の現況の利用時刻は何時までか。④コロナ禍の月間利用者数は何人か。次（２）利用料金が発生する健康器具について問う。①有料利用の健康器具は何か。②月間利用者数は何人か。③現在の健康器具の使用料金は、15分間200円だが、見直しをする考えはないか。④例えば特定健診を受診するとポイントを与えるなどして健康器具使用の無料券に代わるなどの仕組みがつかれないか。

大きな2番、黄金森公園内の遊歩道について。（１）遊歩道の木橋については、いまだ町民に認知されていない向きがある。周知方をお願いしたい。（２）遊歩道の木橋箇所の維持管理はどのようになされているか。（３）遊歩道沿いのハブ対策は十分になされているか。以上、質問します。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目のコロナ禍での健康増進について。（１）については、以下順次お答えいたします。まず①についてですが、ガイドラインに沿って、マスク着用や手指消毒、検温・体調確認、機器の消毒を徹底していただくなど、現在まで滞りなく運用しております。②については、ちむぐくる館入口、健康増進室への掲示、利用者への直接手渡しで周知しています。③については、午後5時閉室としております。④については、利用再開となった7月1日から11月末までの利用者は、7月が576人、8月は休室のため0人、9月が221人、10月が659人、11月が700人となっています。

（２）についてお答えします。まず①について、マッサージチェア、電位治療器です。②については、健康器具の器具ごとの利用者数は把握しておりません。③については、現時点で見直しは考えておりません。④について健康器具の無料券については考えておりません。

質問事項2点目の黄金森公園の遊歩道について。（１）についてお答えします。ホームページや広報紙、公園内に立て看板を設置し周知してまいります。

（２）についてお答えします。月に1回は目視にて施設の点検を実施し、定期的に木製橋の床面の清掃、周囲の除草作業を行っております。

（３）についてお答えします。公園内に注意喚起の看板を設置しております。必要に応じてハブ捕獲器の設置も行っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 答弁ありがとうございます。再質問していきたいと思います。コロナ禍での健康増進について、コロナ禍での本町ちむぐくる館健康増進室の運用状況を問うという中で、①健康増進室の運用方法に新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを取り入れましたが、その運用は滞りなく進んでいるかと問いました。令和2年の9月7日に本町のちむぐくる館利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが出されております。その中で、健康増進室に設けた項目を教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 勝議員の質問にお答えします。ガイドラインにおきましては、健康増進室において8項目の予防策を講じています。8項目ありますけれども、主なものとしましては利用人数を15人までと制限している。また1人当たりの利用時間も2時間までと制限している等々8項目ございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今、8項目全部は述べられておりませんが、この8項目のちむぐくる館の健康増進室におけるコロナ禍のガイドラインの二、三について教えてください。まず8項目の中の1番目に健康づくり班において、利用者の住所、氏名、電話番号を把握し名簿を作成するとあるんですね。この健康づくり班というのは何名で構成されているんですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。健康づくり班は合計12人で構成しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それから8項目の中の2番目の15名を超えないような入室制限とか、それからその3番目の利用時間は2時間までとする時間制限などに関してはどのようにチェックするのですか。運動に熱中すると利用者個人では難しいと思いますが、そこはコントロールする仕組みがあるのかどうか教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。健康増進室の入り口のほうに、会計年度任用職員を配置しまして、その方が入室管理等々を行っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。ガイドラインの8項目の運用に支障を来していないか、よく守られているかですが、答弁は現在まで滞りなく運用されているとありました。答弁にありますように、今後も滞りなくガイドラインに沿って守られていくことを望みます。次の再質問に行きます。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの周知方法を問うですが、情報は本町ホームページに配信中であるが、ちむぐくる館利用者の多くが高齢者であり、それに配慮した対処方法がなされているかと問いました。答弁は直接利用者と接して周知していくということでした。直接の対応をすることで高齢の利用者にも安心できる対処方法だと思います。対応する現場は大変だと思いますが、頑張ってください。次の質問に行きます。

次の再質問です。健康増進室の現況の利用時刻は何時かと問いました。午後5時閉室としていますという答弁がありました。昼間の利用が困難であり、午後6時半まで延長できないかの要望があります。夕方からの利用者にとっては午後5時の閉館は早過ぎるとの声を聞きますが、善処可能か伺います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。ガイドラインに沿った健康増進室の運用を行っていくことには、5時までを設けていまして、5時を過ぎますとその運用が難しくなることから、5時で今、切っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 5時以後はどうしても無理だというわけですね。コロナ禍の月間利用者数は何人かと問いました。答弁いただきました。7月が576人、8月は休みで9月が221人、10月659人、11月700人、このガイドラインというのは9月7日に出されていて、その適用前後での健康増進室利用者数をどのように読み取りますか。12月はまだ途中ですが、11月の700人以上になりそうだという感触を私は持っていますけれども、どう見ますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。12月の集計につきましては、現在まだ持ち合わせておりません。また健康増進室は一度の利用者が15人までとなっていることから、こういった人数になっているものと考えます。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 なるほど15人という制限枠があ

るんでしたね。では、次行きます。

利用料金が発生する健康器具について問いました。有料利用の健康器具は電位治療器、それからマッサージチェアの健康器具の2種類だと答弁がありました。それではその2種類の健康器具を有料とした理由は何ですか、それを教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 これまでの経過等を見まして、健康増進室において特にこの2種類の需用が高く、また故障も多く修繕等々がございました。そこで受益者負担の観点からこの2つの種類を有料とすることに決定いたしました次第であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 なるほど利用者が多く、それに伴い健康器具の故障が多いという、無視できないということをおも理解します。次の質問。

②で、健康器具の月間利用者数は何人かを問いました。答弁は、利用者数は把握していないとの答弁がありました。コロナ禍での電位治療器、マッサージチェアの健康器具2種類についての利用者数の推移を見ることは、私は大事だと考えます。今後は利用者数の把握にも注視してくださるようお願いいたします。どうですか、いかがですかその辺。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 器具ごとの受付簿等をつくって人数を集計ということは行っておりませんので、利用者数等々、受付時、そういったもので集計していきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 分かりました。それからですね、利用者によっては健康器具の利用時間を守らず、長時間占有することもあると聞きます。これ直接私が聞いたわけではなくて、そういううわさを聞きます。その後、利用料金が発生してからはそのようなことは改善されたと感触はありますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。長時間利用するということはなくなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 何しろ、健康器具の利用者数の確定がなされていないのであって、あくまでも感触になります。私がマッサージチェアの利用状況をちむぐくる館の現場で調査した範囲では改善の方向に向かっていると思います。

次の3番目で、現在の健康器具の使用料金は15分間

で200円ですが、見直しをする考えはないか。答弁は現時点での見直しは考えていないでした。ワンコイン100円で15分間にしてはどうかとの町民の声があるが、どのように捉えますか、ご答弁ください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 現在設定しています15分200円の金額は妥当だと認識していますので、見直しは考えておりません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 民間の大型スーパーのマッサージチェア料金は、私が調査したところでは15分150円でした。そういった地域の料金設定なども参考にされてはどうかと考えますが。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 また今後とも周辺のそういった情報等を収集しまして、行ってまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 例えば特定健診を受診するとポイントを与えるなど、健康器具使用の無料券に換わるなどの仕組みがつかれないかと問いました。答弁は健康器具の無料券については考えていないということでした。私としては健康増進につながるように、そのためのやる気を引き出すためのモチベーションを高めるというんですか、インセンティブな仕組みがつかれないかということですが、いかがでしょうか。その辺再度答弁ください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 現在、特定健診受診者に対しまして、個人へのインセンティブ付与としましてTポイント300ポイントを付与している事業がございます。こういった事業があることから勝議員ご提案の仕組み等は考えておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ああ、Tポイントがありましたね。私が進めようとしているのは何ポイントになるんですかね。インセンティブですからIポイントとでもつけましょうか。その辺、やり方でいいのがありましたら取り上げてください。

次に問い2の質問に行きます。黄金森公園内の遊歩道についてですが、遊歩道の木橋については、木製の橋のことです、木橋と言ったら。木橋についてはいまだ町民に認知されていない向きがある。周知方をお願いしたいと質問しました。答弁をいただきました。今までに町民からの遊歩道木橋についての問合せがありましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現段階では、その件についての問い合わせはございません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ところで、木橋の町民への供用開始はいつだったかですが、2008年の10月だったと私は記憶しています。それから2年が経過しましたが、町民にはまだまだ知れ渡っていないという感じです。町民の憩いの場所として位置づけられている黄金森遊歩道がもっと町民に知れ渡り、活用していただきたいと考えますが、どのような見解かをお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。木製橋の活用については、議員がおっしゃるとおり周知、認知されていない状況ですので、今後、答弁にもありますけれどもホームページ、それから広報紙等、公園内については2か所ぐらい選定しまして、そういった配置図とか、あとは表示、看板を設置してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 遊歩道の木橋箇所の維持管理はどのようになされているかと問いました。月に1回は目視での点検を実施しているとありました。黄金森運動公園などでのウォーキングやスポーツを楽しむ町民の声は、清掃整備が行き届いているとの評価です。この声は私以外にも耳に入っています。黄金森運動公園の維持管理のために何人の人員が配置されているのか、それから主なその方たちの業務内容を教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現在、12名編成で作業員を確保してまして、公園内については2名で対応しております。しかし、時期にもよりますけれども、草木の繁茂した時期とか、夏場とかですね、そういったときには体制を強化しまして、対応しているのが現状です。それから作業内容としましては、もちろん草木の除去とか、あとは公園内のトイレの清掃等を行っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 黄金森の遊歩道整備の際、総勢何人ほどの人員規模でしょうか、12名……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時53分）

再開（午後2時54分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。黄金森公園の遊歩道については、結構延長が長いものですから、その時々というんですか、繁茂が結構沿線上長い場合については12名全てを登用して作業に当たるとか、2人でできる分野については2人で行うとかですね、そういった区分けをしながら対応しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 2人はいつも配置されていて、応援があるときは10名とか12名になるということですね。

それから最後に行きますけれども、遊歩道沿いのハブ対策は十分なされているかです。答弁をいただきました。注意喚起の看板を設置する。ハブ捕獲器の設置とありました。私はハブと話したことはないんですけども、ハブがどういったことをすれば立ち寄らないでいいのか、その辺分かればいいんですけどもね。遊歩道へのハブを寄せつけないやり方というのを講じていただきたいと私は考えます。ハブ捕獲器をやって、ハブだって捕まえられたくないから逃げるはずですよ。そのためにはハブを寄せつけないやり方を講じていただきたいという。そのためには遊歩道沿いの草木を取り除き、散策する周辺を明るくしておけば、もしものハブの出没にも注意を向けやすくなります。ということです。私が先ほど2人なのか12人なのかこだわったところはそういったところなんですね。2人では徹底したやり方が、草木の除去ができないので、10人であれば一挙にできるかなということの意味合いなんです。その辺いかがですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今、議員のおっしゃるとおり、お聞きしますところ、議員のほうはハブには結構詳しいというふうに聞いております。今、議員がおっしゃるとおりの対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ハブは勉強したことはあるんですけど、捕まえたことは……、ああ、二度あります。鎌で捕まえました。捕まえたというか、首根っこを鎌で切り倒したんですけども、そのハブも小さいものでゴルフネットがありますね、練習用の。それを家のほうに仕掛けているんですけども、一度もかかったことがないんですね。ハブが小さ過ぎると逃げやすくなるのかなと思ってその辺の問題もあります。私は、2018年ですから、2年前ですね。2回定例会6月定例会でしたけれども、黄金森遊歩道の木橋の維持管理に

ついて質問しています。今回の質問は2年経過した。どのようになっているのかとの質問になります。当時の都市整備課長の答弁は、木橋の耐久性についてですが、今回の機材の材料を使ったメーカーのほうで防虫、防蟻、アリを防ぐという防蟻ですね。防蟻の処理をしているということで10年の保証をつけてあります。そういうことから10年は向こうで、向こうというのはメーカーのことでしょうね。メーカーで保証して、その時点で問題があれば取り替えるということになっております。維持管理については、すぐやる班と日常の目視と、またある程度経過した後はダウン調査といいますか、専門家による調査を委託しながら維持管理をしていきたいと考えていますとの答弁でした。あれから2年半が経過しました。木橋のメンテナンスに今も変わりはないとそのように理解しますが、よろしければ回答をください。2年前はまちづくり振興課長として黄金森運動公園の散歩道整備に携わり、今は部長として事業を統括する立場におられる金城部長、俺のところに来たかという顔ですね。是非黄金森運動公園の遊歩道についての思いを伺いたいと思います。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 木橋の構造については、健全に維持管理できています。修繕につきましても、実は一部ありましたけれども、取替え等ですね、メーカーのほうで行っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。大分成長しましたね。2か年前と。2か年前はやっていただけるかなと思ったんですけども、是非よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後3時00分）

再開（午後3時01分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。5番 金城憲治議員。

〔金城憲治議員 登壇〕

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。それでは皆さん、改めましてこんにちは。質問の前に一言申し上げたいと思います。医療従事者の方々はもちろんのことですけども、本町に勤めている職員の皆様も、通常の業務に加え、このコロナ禍において仕事の量が増えたとか、コロナのいろいろな支援策によって業務の煩雑化、そういったものにすごく一生懸命頑張っ

ているなというふうに私個人としてはすごく感じています。改めて職員の皆様方に心より感謝申し上げたいと思います。それでは一般質問に入りたいと思います。

一般質問の1、本町の公立小中学校における多目的トイレの設置と洋式トイレの整備について。(1)本町の公立小中学校及び公共施設にも、これからはLGBTに配慮した多目的トイレの設置が必要になると思われますが、本町の見解を伺います。(2)本町の公立小中学校の洋式トイレの整備状況を伺います。以上、よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(1)についてでございます。LGBTに配慮したトイレの必要性については十分に認識しております。

(2)についてです。本町の小中学校の洋式トイレの整備状況ですが、南風原小学校が便器65基中、洋式便器は45基で設置率が69.2%。津嘉山小学校が便器74基中、洋式便器は49基で設置率が66.2%。北丘小学校が便器93基中、洋式トイレの設置率が84.9%。翔南小学校、便器44基中、設置率が27.3%。小学校の合計が便器276基中、洋式便器が185基で設置率が67%です。中学校です。南風原中学校、便器69基中、洋式設置率が66.7%。南星中学校、便器62基中、洋式トイレの設置率が258%。中学校の合計が便器131基中、洋式便器が62基、設置率47.3%となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 答弁ありがとうございます。それでは順次再質問していきたいと思います。現在、本町に多目的トイレはどの程度設置されているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 現在、町内の小中学校のほうには、小学校16、中学校3という形になっております。19室ございます。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今の数字ですけれども、各小学校、中学校の単位で教えてもらってもよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 答えいたします。南風原小学校が4、津嘉山小学校3、北丘小学校7、翔南小学校2、南風原中学校3、南星中学校はゼロになっております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 公立の小中学校というところ限定していると思いますけれども、それ以外で多目的

トイレは公共施設とかで設置されているところはないのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 今の質問に対してですね、公共施設としては公園、都市整備課のほうで管理しています公園のほうに多目的トイレがございます。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 すみません、じゃあ今の公園に設置されている箇所等をお教えしていただきたいと思っておりますけれども。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 答えします。ちょっと今、正確な数字は言えませんが、各公園のトイレの箇所には多目的トイレがあります。ちょっと古いトイレで、本部公園は2か所ございますけれども、古いところにはございません。基本的にはトイレをつくっているところには、全て、古いトイレは除いてですね、ほかのところは全部ございます。ただ、陸上競技場のメインスタンドについては、ちょっとついていないところもございます。基本的に各公園のトイレを置いたところには多目的トイレも一緒にあるという形になっております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今公園以外の、例えば中央公民館であるとか、ちむぐくる館であるとか、そういった施設にも置いていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 まず、中央公民館1つ、文化センターに1つずつ設置してございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後3時09分)

再開(午後3時09分)

○議長 玉城 勇君 再開します。5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 じゃあ、今、各公共施設に結構公園とかにも多目的トイレというのが設置されているというふうに回答をいただきました。この多目的トイレですけれども、どの程度の方が利用できる範囲のトイレというふうになっているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後3時10分)

再開(午後3時10分)

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 多目的トイレは、どなたでも利用できるという使い方です、基本的にはですね。先ほどのトイレの設置の件ですけれども、ちょっ

と条例の名前は忘れましたが、円滑な移動をどうのこうのするという法律がございすけれども、それに基づいて、これから今つくるようなトイレとかは全て多目的トイレと一緒に、ひっつかないといけないようなことになっていますので、新しい施設は全部ついているものと考えております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。今、多目的というところであれなんですけれども、最近ではよく、みんなのトイレとか誰でもトイレとか多機能トイレとかというふうによく言われているみたいです。そういった形にするとですね、障害者の有無とか年齢差別、国籍、人種などにかかわらず誰も使いやすいように、使えるようなトイレというふうになっています。今までは車椅子の方を優先的にしたようなトイレだったのかもしれませんが、実際はベビーベッドで、お母さんがベビー車を押しながらそこで一緒にトイレに入れたりとか、そこでおむつが交換できたりとか、そういったようなものが最近は言われています。やっぱりこの小さい子供さんとか、そういったものに限らず、先ほど申し上げた性的なLGBTの方々にも、すぐ躊躇される方々も広く利用していただけるというのが多機能とか、みんなのトイレとかと言われているんですけれども、最近オストメイトという言葉聞いたんですが、振興課のほうで、この言葉ご存じですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 はい、オストメイトの設置についても、これもちょっと公園等の場合はその規模によってこの設置を義務づけるところと、そうでないところがございす。それに従って役場のほうでも新しい施設をつくる場合は設置しているものと考えております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。そのオストメイトというのは公園の規模によって設置義務であったり、そうでなかったりということがあるということではよろしいですかね。はい。また何ですかね、広く医療も発達していて、人工肛門であるとか人工膀胱であるとか、そういった方が普通に日常的生活ができるような状況になってきています。そういった方々は外に出るのがすごくおっくうであったりとか、それは何かというと、トイレの問題が非常にウエートが大きいというふうに言われています。そういった方々も日頃の健康とか、外に出ることによってすごく健康であったり、そういったことをもらえるというんですか、そういったものも一つの効果があると思いますので、

もし今後、是非オストメイトとかも可能な多機能型のトイレの拡充をできれば増やしていけたらと思っています。また、学校においてもLGBTのお子さんであったりとか、もしくは教職員の方々もひょっとしたらいらっしゃるかもしれません。そういった中ですごく職場の環境という部分も考えた上で多目的、多機能的なトイレというのは必要ではないかと考えていますけれども、今、南星中学校には一つもないというふうに回答をいただきました。今後、多目的のトイレ、必要性については認識しているというふうに先ほど答弁がありましたけれども、何かしら、どのような方向性で、例えば設置を事業化していきますとか、そういったものってあるのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 多目的トイレ、多機能のトイレについて、またそれからLGBTの部分も含めてではあるんですけれども、今現在、必要性というものは我々のほうはきちんと認識して、整備ができるようにということでいろいろ情報を整理しています。ただ、物理的な空間であるとかその辺の問題もありますので、新しい施設を整備する際とか、また大きな事業で、大規模改修であるとか、そういうふうな場合をもって、そういう計画も進めていければというふうに今考えています。また先ほど経済建設部長のほうからもありましたが、新規に新しい施設を計画する際には、そういった施設については計画をしっかりと検討して、設置できるようにしていきたいと考えています。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。必要性はすごく認識していらっしゃって、今後またきちんと取り組んでいきたいという回答でしたので、非常に心強く感じております。やっぱり何と言うんでしょうか、南星中学校においては一つもないという現状からすると、結構急ぐべきものなのかなというふうに考えています。今、部長のほうでは大規模改修であったりとかというふうにおっしゃっていましたが、南星中学校の体育館も避難施設として指定されていたりとか、そういったものがありますので、例えば防災機能強化事業とかの補助金、そういったものをうまく活用しながら、できれば早急に一つ体育館の横にそういった形で設置ができるとか、そういったものを是非検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 その辺については、こちらのほうで再度現状の把握に努めまして、補助金とか財政のほうとも相談をしながら検討を進めていきたいと

思います。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。是非ご検討していただいて、いろんな補助金とかがあるかもしれないので、是非お願いしたいと思います。

次に学校の洋式率でありますけれども、先ほどの、答弁において、数字を足してですね、南風原町の公立小学校における洋式の設置率、平均すると60.68%というふうになります。県の平均が68%だったかな。そうですね、県の平均が68.4%となっています。数字から見ると、洋式率としてはすごく高い数字なのかなというふうに私個人的には思っています。ただ、その内訳として、先ほどもおっしゃったように、翔南小学校が27%、南星中学校においては25%、そのほかの学校も約70%近くが洋式化されていますという現状があると思いますが、その現状についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。学校別にちょっとばらつきがあるのはですね、大規模改修を行った学校については設置率が高いということになっております。今後、低いところに関しましては前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 確かに今おっしゃっていただきました、ありがとうございます。以前も、何年前にも同じような質問があったかと思いますが、そのときから余り数字がほとんど変わっていないのかなというふうに感じています。そのときもたしか、恐らく北丘小学校の改修工事が終わった後のことだと思いますけれども、前向きにきちんと検討していきますということがあるんですが、それからあまり進捗されていないという現状の要因としてはどのようなものが考えられるのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。それ以降の洋式化については壊れたときとか、大規模なトイレの改修が必要になったときに、随時洋式化に向けて検討して、導入していきたいという考えから行っております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 これは私個人の客観的な意見になりますけれども、やっぱり教育環境の格差があるのではないかなというふうにすごく感じます。今、どこの家庭でも和式という形のトイレというのはほとんどなくなっていて、子供たち、特に平成の後半生まれの子

供たちについてはほとんど洋式で育ってきているという環境だと思います。確かに和式は、私たちもすごく使いづらいですし、洋式の方がすごく楽でもあります。そういった部分からすると、教育の環境的な面からすれば、同じ町内でそういった格差があるというのは少し何かしら影響がないとは言いきれないんじゃないかなと思っています。学校のトイレが乱暴に使われたり、清掃、目が届いていないこともあって、多くの子供たちが5Kというんですかね、暗い、臭い、汚い、怖い、壊れているというふうに揶揄されるという状況があります。これはほとんど和式のトイレが多分そういうふうになっているのかなと思います。何と言うんですか、そういった教育的な環境の面から何かしら効果はあると思うので、是非このトイレの、今弱い翔南小学校とか南星中学校の改修については、何かしら事業計画を考えていただきたいと思っています。もしトイレが洋式化されて、子供たちへの効果というのはどういうことなのかなと言ったらですね、子供たちがトイレに愛着というんですか、自分たちもトイレを造るときにこういったトイレにしてくださいとか、そういったものを学校側と生徒と本町の学校教育課の皆さんでこういったトイレを造っていきましょうとか、そういったきちんとした話合いを持った上でトイレを造っていただきたいというのがあって、そういったふうにするとう効果的にはやっぱり、子供たちの意識がたかるといとか、トイレに愛着、大切に使うようになったりとか、あとはトイレだけではなくて、校舎全体もすごくきれいに、大切に使うというふうになっています。教職員によってはそれは喜ばしいことなのかなと思います。先ほども言ったように洋式化だと、学校整備事業の補助金とかというのも活用されて、何とかやっていただけたらというふうにも思っています。全額補助ではないので、また厳しいという状況はありますけれども、子供たちの教育環境を考えた場合、本町の予算の1%、もしくは0.5%でも構いませんので、一気にやるということではなくて、一つの箇所から毎年一つずつ改善していこうとか、そういった何かしらの計画を立ててほしいというふうに要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まさに耳の痛い話といたします。今議員が今回質問されて、改めて翔南小、南星中の洋式率の低さを痛感しております。まさにおっしゃるとおり、全て一遍にということはかなり厳しいと思うんですけど、少なくとも町内の平均値ぐらいまでは、とにかく毎年でも財政と調整しまして、まずは多目的

トイレというのは厳しいかもしれませんが、洋式化に向けては取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 教育長ありがとうございます。子供たちにもすごくいい環境になれるように、私自身もいろんなことを勉強しながら、一緒に取り組んでいけたらと思っています。すごく前向きな回答をいただきましたので、ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会（午後3時26分）